

令和3年加茂市議会6月定例会会議録（第2号）

6月18日

議事日程第2号

令和3年6月18日（金曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

浅野 一明君

1. 民生委員の配置と職務について

橋本 昌美君

1. 加茂川河川敷の菖蒲（あやめ）園の元気できれいなハナショウブが見たい
2. 歩く張り合いに、加茂川河川敷に距離の表示をしてはいかがでしょうか

三沢 嘉男君

1. 子育て支援パスポート事業について
2. 児童館について

中沢真佐子君

1. 遊休地の活用方針と現状について
 2. コロナワクチン接種進捗状況と今後の日程について市民に随時周知すること
 3. 10月から実施予定の訪問介護等の有料化、及び介護手当の廃止には反対です
-

○出席議員（18名）

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	4 番	中沢 真佐子君
5 番	三沢 嘉男君	6 番	白川 克広君
7 番	佐藤 俊夫君	8 番	大平 一貴君
9 番	浅野 一明君	10 番	滝沢 茂秋君
11 番	森山 一理君	12 番	山田 義栄君
13 番	中野 元栄君	14 番	安田 憲喜君
15 番	樋口 博務君	16 番	安武 秀敏君
17 番	樋口 浩二君	18 番	関 龍雄君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	藤田明美君	副 市 長	五十嵐 裕 幸 君
総 務 課 長	明田川 太 門 君	企 画 財 政 課 長	車 谷 憲 繁 君
税 務 課 長 会 計 課 長	目 黒 博 之 君	農 林 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 竹 久 範 君
商 工 観 光 課 長	吉 田 裕 之 君	市 民 課 長	智 野 賢 一 君
環 境 課 長	石 附 敏 春 君	こ だ も 未 来 課 長	井 上 毅 君
健 康 福 祉 課 長	藤 田 和 夫 君	建 設 課 長	宮 澤 康 夫 君
上 下 水 道 課 長	土 田 修 也 君	加 茂 市 介 護 ・ 看 護 支 援 セ ン タ ー 所 長	佐 藤 正 直 君
教 育 長	山 川 雅 己 君	教 育 委 員 会 庶 務 課 長 文 化 会 館 長	草 野 智 文 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北 原 利 章 君	教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	有 本 幸 雄 君
教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	五 十 嵐 卓 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	齋 藤 美 佐 子 君

○職務のため出席した事務局員

事 務 局 長	大 野 博 司 君	次 長	坂 井 恵 里 君
係 長	石 津 敏 朗 君	主 査	吉 田 和 実 君
嘱 託 速 記 士	丸 山 夏 歩 君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第2号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 9番、浅野一明君。

〔9番 浅野一明君 登壇〕

○9番（浅野一明君） 皆さん、おはようございます。大志の会の浅野一明です。

今回は、民生委員の配置と職務について質問させていただきます。この質問は、ある民生委員さんから、担当の世帯数が多過ぎて、職務の遂行に大変な困難を感じるという御相談をいただきましたので、そのような状況の改善を求めて、取り上げさせていただきます。

まず、民生委員さんについてですが、政府広報オンラインの記載を引用しますと、民生委員とは、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っており、創設から今年で100年の歴史を持つ制度です。また、全ての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や障害のある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員、児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めますとされております。

具体的な民生委員さんの職務は、民生委員法、児童福祉法にそれぞれ規定されており、民生委員としては、1、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、2、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、3、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、4、社会福祉を目的とする事業を営む者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、5、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、以下福祉事務所という、その他の関係行政機関の業務に協力すること、これらの職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うとされております。

兼任とされている児童委員としては、1、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと、2、児童及び妊産婦につき、その保護、保健のほか福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと、3、児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者または児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、4、児童福祉司または社会福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること、5、児童の健やかな育成に関する機運の醸成に努めること、またこれらの職務を行うほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこととされております。

ここに掲げられた職務だけでも相当な量ですが、民生委員の職務はこれにとどまらず、老人福祉法、生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき、社会福祉主事の事務の執行へ協力することや社会福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、災害時の要支援者の把握や支援活動を行うことなど、様々な職務が期待されております。

このような職務でありながら、民生委員に給与は支給されず、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことが求められております。

ボランティアであるならば、その活動を無理なく続けていただくための環境を整えることが必要不可欠と考えます。現在、加茂市内では63名の民生委員がおり、この数は新潟県の定める条例定数を満たしたものとなっております。新潟県がこの定数を定めるに当たっては、厚生労働省の通知が示している人口10万人未満の市については120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員、児童委員1人という基準を基に、市長の意見を聴いた上で定められているはずです。この120から280世帯という数字が、民生委員の職務に鑑みて適正な活動範囲と国が考えているものと思います。

そこで、お尋ねいたします。加茂市の民生委員で280世帯以上を担当されている方は何名おられますか。また、最大の担当件数をお持ちの委員は何世帯を担当されているのでしょうか。あわせて、現状の担当

件数を適正なものとお考えか、市長及び担当課長のお考えをお聞かせください。

民生委員の職務については、担当世帯の生活状況を把握することが重視され、主に世帯の訪問をもってその職務が行われております。しかし、住民には流動もあり、その全てを訪問のみによって把握することは困難と思われまます。高齢者世帯や独り親世帯など、民生委員の見守りが必要と思われる世帯の異動があった場合、市当局から民生委員に情報提供があつてしかるべきではないでしょうか。個人情報の問題もあるかもしれませんが、民生委員も特別職地方公務員であり、法律上の守秘義務が課されております。民生委員の職務の軽減のためにも、支援を要する世帯の見逃しを防ぐためにも、情報のやり取りは必要と考えます。現在、民生委員にこのような情報の提供はなされておりますでしょうか。

また、民生委員は、支援を担当している世帯のリストを2年に1度、全てを新しく書き直さなくてはならないというお話を伺いました。そのようにしなければならない必要性とはどのようなものなのでしょうか。民生委員の職務の軽減のためにも、変更のあつた世帯の情報を更新するだけで十分ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

社会全体の連帯感が希薄化し、高齢化も進行するという現在では、地域で生活困難者を生まないよう見守り、支えるという民生委員の活動への期待は大きくなると同時に、その職務も過大になりがちです。市長が本年度の施政方針で掲げられた住み続けられるまちを目指して、これと同じ思いで、それを実現するために民生委員さんたちは日々最前線に立って活動してくださっていることと思います。来年には、3年ごとに行われる新潟県の民生委員定数の見直しがあり、本年の秋頃に市町村の意見を聴く機会があると聞いております。民生委員さんの活動がこれからも円滑に継続できる環境が整えられることを期待しております。

以上、壇上よりの質問を終わります。再質問は発言席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔9番 浅野一明君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 浅野議員の御質問にお答えします。

民生委員の配置と職務についてですが、まず民生委員の現状について御説明いたします。民生委員は、民生委員法第1条により、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする」とあります。また、児童や妊産婦の相談、援助を行うため、児童福祉法第16条第2項には、「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」と定められており、民生委員は全て児童委員を兼職することとなっています。このため、民生委員は民生委員、児童委員として厚生労働大臣から委嘱されています。また、民生委員、児童委員の中には、担当する区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

民生委員の任期は3年で、加茂市の民生委員の定数は、区域担当民生委員が58人、主任児童委員が5人の合計63人です。定数の基準については、民生委員法第4条に基づき厚生労働大臣が定めた基準により、区域担当民生委員は、人口10万人未満の都市においては、120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人となっています。また、主任児童委員の定数は、民生委員児童委員協議会の規模に応じて主任児童委員の数を除いた定数39人以下の協議会に2人となっています。

民生委員の活動費については、民生委員法第10条で民生委員には給与を支給しないと規定されておりますので、無報酬ですが、民生委員活動には交通費等がかかりますので、県からの実費弁償として活動手当が年額5万1,980円と活動旅費として会長民生委員には年額8,880円、一般民生委員には年額1,880円が支給され、加茂市からは社会福祉調査委託料として1人年額5万4,000円と会長には会長加算分として年額9,840円が上乘せして支払われています。全てを合計すると、会長民生委員には12万4,700円、一般民生委員には10万7,860円が、その活動に対して、少額ですが、支払われています。

加茂市の民生委員で280世帯以上を担当されている方が何名おられ、最大の担当件数をお持ちの委員は何世帯を担当されているかとの御質問ですが、加茂市の民生委員で280世帯以上を担当している区域の方は7名います。区域としては、幸町、寿町、石川、大郷町、高須町、赤谷、福島・横江区域の7区域になります。石川地区においては、特別養護老人ホーム平成園の入所者65人と特別養護老人ホーム第二平成園の入所者78人がおり、合わせて143世帯分が含まれています。その中で最大の担当件数を持っている民生委員は、高須町地区の420世帯になります。高須町地区については、他の区域と比べ、公営住宅もあり、非常に件数が多く、職務も相当な量となることから、以前から他の地域の民生委員や同じ地区の方からも民生委員業務の一部をお手伝いいただいております。

またあわせて、現状の担当件数が適正かどうかのことですが、民生委員は浅野議員が御指摘のように相当な職務があり、さらには災害時の支援活動の職務もあることから、国が考えている定数基準の280世帯までが適当な担当件数であり、高須町地区の担当数420世帯は多過ぎるのではないかと思います。

次に、高齢者世帯や独り親世帯など、民生委員の見守りが必要と思われる世帯の異動があった場合の情報提供についてですが、毎月、民生委員には担当地区の住民記録異動者一覧表を配付し、世帯台帳を更新していただいております。特に見守りの必要な世帯の異動については、前民生委員から引継ぎを行っていただいております。市からも情報提供しています。

次に、民生委員が支援を担当している世帯のリストを2年に1度、全て新しく書き直さなければならぬ必要性は何かとの御質問についてです。民生委員の皆様には毎年、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を調査していただいておりますが、手書きで調査票に記載していただいているため、その調査票を毎年更新していると、見えにくくなったりしてしまうことから、2年に1度、全て新しく書き直していただいております。これについては、十分に改善できることですので、民生委員の職務の軽減のためにも見直しをしていきたいと考えています。

最後に、令和4年度には民生委員の一斉改選があり、その定数の見直しの要望について、今年の秋頃に新潟県が市町村に意見を聴く機会があります。その機会に、現状を踏まえ、定数の増員を強く要望し、民生委員の適正な配置に努めていきたいと考えております。

答弁は以上です。

○9番（浅野一明君） 御答弁ありがとうございました。質問した事項、これからも見直していきたいという話だったので、その方向でぜひお願いしたいなというふうに思っております。

その中で、ちょっと私も質問を考えながら、どうやったら改善できるのかなというのをちょっと気になったところがあったので、幾つかまた教えてもらえればいいかなと思うのです。今回この高須町の420世帯、あまりに多過ぎかなというふうな、答弁書でもいただいております。これ、多分結構前から

出ていた話だと思うのです。私も知らなかったのですが、3年ごと県がその定数を見直すという話で、その際に、今まで市長が、じゃちようど替わる前がそのタイミングだったのでしょうか。そのときに、今まで要望を出してきてもなかなかこれ県のほうで認めてくれなかったという話なのではないでしょうか。その辺どうだったのか、お聞かせ願えれば。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 浅野議員おっしゃるように、以前から高須町地区についてはやはり世帯数が多いという声がありましたので、3年に1回、定数の見直しについてという意見の聴取というのが県から来ています。その中で、何年か前から高須町地区については定数を増やせないかということで県のほうに要望しておりましたが、なかなか定数が増やしてもらえないというのが現状でございました。

○9番（浅野一明君） その辺また同じような要望を上げると、また同じような返事が来かねないなと思って、その辺をどういうふうに県とお話ししたらいいのか、ちょっとその辺は私も分かりかねるところなのですが、民生委員さんの職務、当然健康福祉課のほうでも、市長のほうでも御存じだと思うのですが、やっぱり簡単にほかのところと、少ないところを2つ、じゃこことここをくっつけますかというふうに、多分なかなかそれができないのだと思うのです。民生委員さんってどうしてもやっぱり地域とのつながりを重視して、あそこに住んでいる人だから、みんな顔見知りだから、訪問してもいろいろ教えてくれたり、別の家庭のお話とかでも、こういう人いるよなんていう話が気軽に多分できるのだと思うのです。それを、だから少ない人数のところを合わせたら、やっぱり顔見知りじゃない地域も回らなきゃいけなくなっちゃうと、民生委員さんの仕事回らなくなると思うのです。そういう点で考えると、高須町でやっぱり、ほかのところの定員を増やすというか、ほかの方の担当を増やすのじゃなくて、やっぱり高須町、この420に関しては、せめてもう一人やっぱり増員してもらわなきゃいけないのじゃないかなと思って、その辺、強く要望してくださいとしか言いようがないのだけれども、この場でどういうふうに交渉しますかというのを先に何か言うわけにもいかないかもしれないけど、そういった民生委員さんの本当に実情をぜひ県のほうにもお伝えいただければなというふうに思います。

また、そのほかなのですが、280世帯以上担当されている方、高須町以外でも6名いらっしゃるということになるのですか。これ、ちなみに280をはるかに超えている感じなのですか。それとも、280から少し多いぐらいなのではないでしょうか。どういった状況なのではないでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 高須町は420ということで大分、基準の280から多いという現状でございますが、ほかの地域、あと6地域ございますけども、答弁書にございましたように、石川については特別養護老人ホーム2つありますので、その世帯が入っているということでございますので、特に多くなっているという現状ではありませんし、ほかの地区についても大体300世帯ぐらいで推移しているということでございますので、今まで多過ぎるとかという意見は特にいただいておりませんでした。

○9番（浅野一明君） それであれば、300世帯、これ国の出している基準も厳密なものじゃなくて、県が定数を考えるときの指針として出しているものだから、でもそれにしてもやっぱり280世帯ぐらいが適当なのだろうという国の考えだと思うので、それ僅かに超えている地区に関しては、ちょっと頑張ってお願いますという話もあるかもしれないけど、それであれば市内で高須町だけが突出して多いということになれば、県に要望するのも、ぜひ1人増員を、増員というか、枠として増員をお願いしますという、それだけの話で取りあえずは何とかいけるのじゃないかなと思いますので、さっきも言った話ですけど、そういった意見をぜひ上げていただければなというふうに思います。

民生委員さん、この質問の中でも書かせてもらいましたが、法律で決まっている内容の職務だけじゃなくて、いろんな、何かあるとすぐ民生委員さんのところをお願いに行ったらいいのじゃないかとか、災害関係もそうですよね。かなり後づけな感じで、いろんな災害が起きてから、やっぱり民生委員さんがいろんな情報を知っているだろうから、手伝ってもらったらいいかなという話で、みんな民生委員さんのほうに仕事が回ってくるようになってしまっていますので、あまりやっぱり担当件数が多過ぎると、目も届かなくなれば、声を上げたい人もなかなか上げづらくなってきてしまうと思うので、ぜひ対応をお願いいたします。それであれば、定数のほうはもうそれしかないなので、ぜひお願いいたします。

あと、職務のほうなのですけれども、ちょっと下のほうというか、後口のほうからかな、2年に1度、じゃ今までは全部手書きで台帳、調査票になっているのですね。手書きで独り暮らしの方とかの調査票を書いていたということなのですが、今の御時世なので、当然お考えなのだろうと思うのですが、改善の余地って、取りあえずパソコンの管理とかにして、随時更新できるようにしていこうかなという大体の方向でしょうか。その辺、検討している内容があれば、お聞かせください。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 浅野議員おっしゃるように、今どき、手書きで書いていただいている現状でございますが、やっぱりそういう時代でもございませんので、ちょっとデータ化をして、民生委員さんの職務の軽減を図るために考えていきたいと思っております。

○9番（浅野一明君） ぜひよろしくお願ひします。そんなに多分システム的に難しくないのだろうと思うので、ぜひそのような形で民生委員さんの職務も軽減していただければなというふうに思います。

それでは、民生委員さんへの市の情報の提供ということなのですが、答弁書のほうでも、民生委員さんに担当地区の住民記録異動者一覧表を配付し、毎月これ配付、民生委員さん皆さんに、異動の情報があるたびに、市のほうからはそれは全部情報が行っているということでもよろしいですか。ちょっと確認なのですが。私話聞いたときに、市からあまり教えてもらえないのだよねなんていう話を聞いたことがあったので、その辺ちょっとどういうふうになっているか教えていただければ。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 民生委員さんでは、毎月、区域の中で住所の異動があった方、転入された方ですとか、転出された方もいらっしゃいますが、その情報を随時民生委員さんには毎月、情報として、紙ベースなのですが、提供しているところでございます。

○9番（浅野一明君） じゃ、その辺は、私聞いた話、私のほうの聞き間違いか、やり取りの中でちょっと勘違いがあったのかもしれないのですが、でも民生委員さんとやっぱり市の持っている住民の情報をお互いやり取りするのって非常に重要だと思うのです。それこそ、これ、もう既にやられていることだと思うのですが、災害時の要支援者の把握とかにも、常に住民が移動したりしていると、それ全てやっぱりその時点で把握しておかなきゃいけないので、ぜひ民生委員さんと市の情報をよくやり取りして、今後もやり取りしておいていただければなというふうに思います。特に、この間、千刈ですか、アパートを建て替えるというか、建て替えるのじゃないか、アパートをなくしたりすると、やっぱり一気に住民の移動したり、そういった事例もあると思うので、ぜひ民生委員さんとの情報のやり取り、常に同じ情報が得られるように気をつけていただければなというふうに思います。

そうしますと、時間も結構余っているのですが、私のほうで要望というか、ぜひやってほしいなという内容は以上なのですが、ちょっと質問を書きながらこれも思ったことなのですが、民生委員さん、これからやっぱり本当に重要なのだと思うのです。世の中全体として、社会的な関係性が随分希薄になっ

てきているところ、やっぱり見守りする人が絶対に地域で重要になってくると思うのです。そういった社会を多分市長も目指されていると思うのです。そのときに、昔であれば、地元というか、地域全体がもう何か見守りの社会みたいな、かえって堅苦しいところもあったかもしれないけど、それで済んでいたところが、今みんな都市部のほうでは隣の人がどんな仕事しているかも分からないような状況、多分民生委員さんとしても会いに行ってもなかなか会えなかったりとか、そういった大変な状況、つながりが希薄な中で、暮らしに困る人が出ないように、そうやって日々民生委員さん働いていると思うのです。そういった民生委員さんが働きやすい環境をぜひこれからも一緒につくっていただければなというふうに思います。

あと、もうちょっとなのですが、ここに金額の話、支給されている額の話、書いてあったので、一応これ、この場で私も言っておきたいのだけれども、これ年額、加茂市からと県から合わせて幾らになるのだ。会長民生委員さんが12万4,700円、一般民生委員さんが10万7,860円、これ県と市からの合計の金額ですよ。これもらっていると、民生委員さんちゃんとお金もらっているじゃないかという話になりかねないので、ちょっと言っておきたいのですけれども、これ本当に経費ですよ。移動経費。もう自分が、だって車で移動しても別に、その分って実費弁償が出るのですか。多分みんなこの中から支弁しているですよ。書類ぐらひは、印刷物ぐらひは自分じゃなくて、何か市とかでやっているのかな。それしたって、その日の移動の手当だったり、ガソリン代だったり、これ割ってみれば月1万円にいかないわけですよ。その中で、多い方で400世帯ありますけれども、そのほか300世帯とかを担当して、地元ぐるぐる回っていると、本当にこれ僅かな額としか言いようがないと思うのです。こういった民生委員さんが本当にボランティアの精神で地域のみんなを見守りたいと、そういった活動でやっている内容に対して、本当に僅かな額だと思うのです。これ国の制度だから、ちょっと何とも市のほうでしようがないかもしれないけれども、本来であればちゃんと給与もあってしかるべきかなと私なんかは思うのですが、今のところ国の制度でそういうふうに給与は無給というふうに決まっているので、せめて職務がやりやすいように、何か困ったことがあれば当然市のほうでも民生委員さん助けてというか、一緒に協力してやっているかと思うのですけれども、これからもぜひ民生委員さんの活動が円滑に行われるように、またずっと誰かが交代してもつながっていけるように、一緒に民生委員さんの活動にぜひ市のほうでも気を配っていただければなというふうに思います。

それでは、要望させてというか、お願いさせていただいたことには前向きに対応してくださると、対応いただけるという御返事なので、質問は以上とさせていただきます。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○市長（藤田明美君） 浅野議員の御質問全般に関して、基本的には私自身も同じ思いは持っていて、改善できるところは改善していきたいと思っておりますし、速やかに改善できる場所もあると思っておりますので、そこは対応したいと思います。定数に関しては、ちょっと時間かかる場所もあるかもしれないのですが、そこも要望も含めて対応していきたいというふうに思っています。

民生委員、児童委員の皆さんにおかれましては、浅野議員のお話しされていたとおり、地域で地域住民の方が安心して生活できるようにするために、なくてはならない存在であると思っておりますし、それだけ多くの職務を遂行されているというふうに思っています。今回ワクチン接種の予約につきましても、独り暮らしの高齢者の方であったり、高齢者のみの世帯の方であったり、なかなかネットでの予約が難しいである

うとかという方に対してはサポートをお願いしたりして、通常の業務以外のことでも市がお願いすることもあります。

まず、定数については、健康福祉課のほうから正規の要望を上げるところもありますが、市の市長会など、県のほうに要望を上げる機会もほかにもありますので、そういった機会も捉えて、定数のほうも要望していきたいと思います。

また、支給金額のことが書かれていましたけれども、これは、どちらかというところ、これだけ払っているのだということではなくて、やはりやはり少ないというふうにも私自身も思っていて、なかなか、ボランティアなので、市でどこまで対応できるかというところは難しいところもあるのですが、本来であると職務の量に対してはやっぱり少ないだろうなという認識はあります。それはちょっと改善できるかどうか分からないのですが、そういった現状はあるということは皆さんにも知っていただきたいなというふうには思います。

全体的にはやはり市のほうでも民生委員さんの負担はなるべく軽減して、結果的に地域住民の皆さんのためになると思っておりますので、そこは市としても改善できるところはやっていきたいというふうに思っております。

○9番（浅野一明君） すみません。最後に、言い忘れたというか、今の話の中で、定数についてちょっと時間がかかるかもという話があったので、1つだけ要望なのですが、県やほかの機関への要望で、特に高須町地区の要望、1人増員というのがもしかなわないようであれば、でもこれ明らかに人数オーバー、キャパシティのオーバーだと思うのです。もしそれ県の要望が通らないときに、何とか民生委員さんの活動が可能なように、どういうふうな対応ができるか、それは、もし増員がかなわないときには、併せてお考えいただければと思います。ちょっとどういう方法がいいか、私も今思いつきませんが、さすがに440件ずっと回って歩くのは無理だと思うので、要望が通らないときには何とか、高須町の方ともお話しして、活動が維持できるような形を考えていただければというふうに思います。それは要望で終わります。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて浅野一明君の一般質問は終了いたしました。

10時20分まで休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 3番、橋本昌美君。

〔3番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） 皆さん、こんにちは。れいわの風、橋本昌美でございます。

新型コロナウイルス感染症に対し、関係各位の対応につき感謝申し上げます。加茂市では、5月8日よりワクチン接種が始まっています。この接種の予約に際しては、電話やパソコン、スマホによるネットからの予約で開始当初の混雑がありましたが、ワクチン接種は順調に進んでいると聞いております。今後の

対応も引き続きよろしくお願ひいたします。

今日の新聞で見たところ、加茂市長は余剰分で接種という記事を拝見いたしました。集団接種に従事するスタッフの接種が一段落したと、それで災害時や緊急時の対応を考え、有効だと私は思います。余剰分で接種されることは、市民サービスを考えると、市役所の職員も打ってもいいのかなと思うのですが、なかなかそれは議論の余地があると思いますので、これからのことだと思います。そういった余った分も有効に使うというところで、有効に使っていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。今日の御気分をまた後の答弁の中でも冒頭に言っていただければ、皆さんの広報にもなると思います。この一般質問がかすまない程度によろしくお願ひしたいと思ひます。

続けます。この新型コロナウイルス感染症の終息が見えない現状でも、加茂市民はもとより、近隣の方々は身近で手頃な加茂山公園や加茂川の河川敷を楽しみに来てくださっています。私もジョギングで行きますが、加茂山の起伏に富んだハイキングコース、加茂川河川敷はその流れを眺めつつ、それぞれに楽しく走れます。

そこから関連することなのですが、この4月から加茂市のホームページがリニューアルしました。写真が多く使われており、見やすく、加茂市を印象的に表現できていると思ひます。現在のホームページの最初に表示される写真、加茂山公園の池の端2枚、加茂スキーガーデンのバラ園1枚、そして加茂川河川敷のアヤメ園1枚の計4枚が順番に表示されます。そのアヤメ園の写真を見て、私もジョギングでその脇を走ったこともあります。あれっ、最近こんなにきれいに多く咲いているのかなと思ひ、総務課に確認したところ、平成28年6月15日に撮影された写真とのことでした。回答ありがとうございます。確かに花の咲く時期は6月の初めから7月中頃です。6月9日現在は、一部に機械で雑草を刈り込んだところもあり、また人の手により刈られたところも見られますが、何も手入れされていないところもあり、雑草が生い茂っている中で咲いているため、ホームページのような一面ハナショウブには程遠い状況です。この一般質問をしている頃にはもっと咲いているのでしょうか。

この河川敷のアヤメ園については、以前、市民よりその歴史を伺ったことがあり、現状のアヤメ園の管理状況などについて嘆いておられたのを覚えていたものですから、今回環境課に確認をさせていただきました。どうもありがとうございます。その歴史は、加茂市が新発田市とは環境衛生行政などでつながりも深く、花いっぱい運動も盛んなことから、両市長の間で、ふるさとの花を交換しようと、平成元年に加茂市はユキツバキの苗木80本、新発田市はハナショウブ23種1万株を互いに贈り、花を通じての交流が始まったものです。平成元年から平成4年の4年間で1万6,700株を寄贈していただき、その他、個人の寄贈500株を合わせ、1万7,200株が植え込まれました。なお、平成元年には当時の新発田市長が加茂市に足を運び、太田元市長と共に植え込んでいる様子が新聞の記事になっていました。平成4年、5年の新聞によると、下川原橋から加茂川橋までの両河川敷のアヤメ園は55品種、約3万株、4,740平米とあります。それ以降も毎年、株分けにより敷地面積を広げ、整備を図ってきたようですが、ここ数年、降雨期になると冠水し、株が流失するなどの被害に遭うため、植栽箇所を一部中止するなど、被害の縮小を図る対策を行ったことで株数が減少し、平成18年7月現在、約30品種、約8,000株が植栽されているとのことでした。以上が加茂市のアヤメ園の歴史概要です。

私は、加茂市のアヤメ園のハナショウブが以前ほどの花の勢いや美しさが感じられないという声を聞いていました。楽しみにしている加茂市民も多くいると思ひます。皆さんに愛され、楽しんでいただける場

所として末永く継続させたい。また、歩んできた歴史から、新発田市との友好の象徴としての絆を大切に
する義理堅い気持ちを持ち続け、そのあかしとしてアヤメ園を管理運営していくことはとても有意義であ
ると思います。

では、質問します。質問1、平成元年からこの令和3年で33年目です。長い歴史ではないでしょう
か。その中で、新発田市とは平成元年から平成4年まで、約4年間の交流が確認できましたが、その後の
交流はありましたか。ふるさとの花を交換したことから、その後に花以外でも何か交流はありましたか。
また、平成4年には約3万株まで増やすことができたようですが、その後、平成18年には約8,000
株が植栽されていると確認されているようです。約2万株が消失したということらしいですね。その5年
後の平成23年7月29日の新潟・福島豪雨では、アヤメ園の場所を含め、加茂川の全てが満杯となる水
害もありました。現在のアヤメ園は、概算で結構ですが、どのくらいの株が植えられているのでしょ
うか。

質問2、アヤメ園に係る費用についてお伺いいたします。令和3年度の予算、4款1項4目環境衛生費
の5、水と緑の環境づくり花いっぱい推進費に含まれているかと思いますが、アヤメ園に係る費用はいか
がでしょうか。また、そのかける費用とは、アヤメ園をこれからどのようにしようという方向性なので
しょうか。現状維持または株分けを進め、拡大するお考えとかあるのでしょうか。株分けの最近の状況と
併せて、これから予定している費用の内容を教えてください。

質問3、ハナショウブは連作障害を引き起こす植物です。連作障害とは、同じ場所で同種の植物などを
栽培していると、土の栄養不足や害虫によって株が成長しなくなり、だんだんと数が減少してまう現象の
ことです。ハナショウブの場合は、鉢植えでは毎年、地植えでは2から4年のペースで植え替えを行うこ
とが必要とのこと。となれば、面積の拡大を目的としていなくても、株分けに伴い、植え替えが必要とな
るわけです。

ここで、提案ですが、それらの手入れ作業である株分け、植え替えを市民に手伝っていただく。そのお
礼として株分けをしたものをプレゼントするというのはいかがでしょうか。実施するには天候など、段取
りが大変かと思いますが、いかがでしょうか。それが実施困難であれば、シルバー人材センターなどの業
者に全て作業を依頼しますが、雑草取りのみを开花前の5月中旬頃までに市民にお願いする。そのお礼と
して、花が終えた後、7月後半に株分けをして、植え替えをしなかったものを差し上げる。これもまた実
施困難ならば、株分けして、植え付けなかったものを市民や加茂市の宣伝として市外の方に差し上げるだ
けでもよろしいのではないのでしょうか。また、販売は難しいかもしれませんが、ふるさと納税の返礼品に
はいかがのでしょうか。収穫時期は花後の7月後半ですので、期間限定商品としていかがでしょうか。

この質問3につきましては、加茂市が管理するアヤメ園を加茂市民と一緒に手入れ作業をし、共
につくり上げていくことにより、加茂市に愛情を感じていただきたいということから考えました。アヤメ
園についての質問は以上です。

次の質問は、加茂川河川敷を利用した健康づくりにつなげたい提案です。これは、昨年の秋以降だった
のですが、加茂市民から声をかけていただいたものです。それは、加茂川河川敷のコンクリートに距離を
表示してもらえないかというものでした。その方は、散歩なのか、ウォーキングなのか、そういった姿を
拝見したことがなかったのですが、河川敷を歩くらしいのです。その歩くときに距離が分かるといいと
言っておられました。なるほど、せっかく歩くのだから、距離が分かれば目標ができて、やる気も増すの

ではないでしょうか。散歩やジョギングなどの走る方々は真面目できちようめんな方が多いような気がします。また、距離を表示することで、やってみようかな、まずは歩いてみようかなと思う方もおられると思います。加茂市は、かも健康ポイント事業が6月25日から始まります。その参加者にもウォーキングコースの1つとしてお知らせできるのではないのでしょうか。

参考ですが、旭橋と葵橋の下の河川敷のコンクリートには、それぞれ近隣の橋までの距離が表示された小さなプレートが埋め込まれていますが、より距離を主張する表示があったほうがいいと思います。

加茂川河川敷は、右岸と左岸がありますが、その両岸に距離の表示をできたらいいと思うのですが、まずは加茂山側の左岸について説明します。そこで、私、6月の初めにそれらを頭に入れてジョギングをしてきました。以前は、千代橋より下流の河川敷は雑草が河川敷いっぱいによく生い茂り、走る幅も確保できないところがあったり、やぶ蚊などが多く、とても走ったり歩くことができなかった記憶があり、コースは八幡橋から千代橋までだと思っていたのです。ところが、何と以前はジャングルのような河川敷がきれいに刈られているではありませんか。これなら八幡橋からすばやく加茂の前の住寺堀の水門でしょうか、河川敷の歩いて行ける全てがコースとなります。距離にして約5,200メートルです。往復すると約10キロメートルになります。いかがでしょうか。コースとしては、全てを歩いたりしなければならぬものではありません。長く続けていけるように、無理をせずに距離を歩いてもらえばいいのです。そのためにも、八幡橋からスタートして、500メートルごとに表示したらいいと思います。なお、千代橋下流方向にも休憩できる椅子もあり、よろしいと思います。できればスタートとゴール付近にもベンチがあるといいですね。

加茂川河川敷の右岸については、左岸同様、八幡橋をスタートとしますが、加茂川橋過ぎた辺りまでが歩行可能なコースで、約2,400メートルです。

市民の健康意欲をかき立てる手段の1つとして、いかがでしょうか。河川敷のコンクリートに文字を書くわけですが、許可の問題などあるかと思いますが、多額な経費はかかりません。よろしく御検討をお願いいたします。

以上で私の壇上での一般質問を終わります。再質問につきましては、発言席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

〔3番 橋本昌美君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 橋本議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂川河川敷のアヤメ園についてです。加茂川河川敷のアヤメ園は、平成元年7月に新発田市より23種1万株のハナショウブが寄贈されたことをきっかけに整備されました。当時、加茂市と新発田市はともに花いっぱい運動が盛んで、加茂市が先進地である新発田市を視察するなどの付き合いがあり、両市長の間で、ふるさとの花を交換しようと言話がまとまり、実現したものです。なお、加茂市からは平成元年4月にユキツバキの苗80本を贈り、新発田市五十公野公園に植樹されました。

新発田市との花による交流は、平成4年まで続き、その間に毎年約2,000株の寄贈を受け、さらに市民からの寄贈分も加わり、平成4年7月には下川原橋から加茂川橋までの両岸に、敷地面積4,740平方メートル、55品種3万株のアヤメ園が完成しました。なお、新発田市との交流は、それ以降は特にありません。

その後も毎年株分けにより敷地面積を広げ、整備を図ってきましたが、降雨期になるとアヤメ園が冠水し、株が流失する被害に遭ったことから、植栽箇所を一部中止したり、株の間に畝を作ったり、ごみや土砂の堆積被害の縮小を図るなどの対策を講じました。このため株数は減少し、平成20年には株数が7,300株程度になりました。また、近年は、梅雨時期の長雨や集中豪雨、真夏の高温や日照りなど気象現象がもたらす影響が株の生育に被害を与え、株数はさらに減少しています。

現在のアヤメ園の株数ですが、概算となりますが、加茂川左岸側が約2,500株、右岸側が約500株、合計3,000株程度です。右岸側が少ない理由は、生育環境の違いもありますが、河川敷が冠水すると株が流失したり、土砂の堆積により株が窒息するなどの被害が生じます。その被害が左岸側よりも右岸側のほうが大きいことが挙げられます。

次に、アヤメ園を管理するための経費は、一般会計4款1項4目の環境衛生費、水と緑の環境づくり花いっぱい推進費に含まれています。これは、加茂川河川敷や市内各所にある花壇等の維持管理経費で、例年480万円程度の予算を計上しています。この経費の大半を占めるのがシルバー人材センターへの委託料で、花壇やプランターの散水作業や除草作業をシルバー人材センターから派遣される作業員の方が実施しています。

アヤメ園の管理経費について、令和3年度は単独の予算計上はありません。近年では、平成28、29年度にアヤメ園に堆積した土砂の撤去作業を、平成29年度に株分け作業を専門業者に委託して実施しています。

また、シルバー人材センターの作業員により、左岸側の株を右岸側に植え替えるなどの試みを実施していますが、育つ株と育たない株があり、管理が難しい状況にあります。加茂川河川敷のアヤメ園は、新発田市との友好の絆であるとともに、市民の皆様にとっても愛されている場所であるということは認識していますので、しっかり管理していく必要があると考えています。そのような中で、株数が減少していることは大変残念に思っていますので、今後、維持するためにはどのような管理が必要か、どのような方法で株数を増やしていくのか、専門家、専門業者を交えながら対策案を検討したいと考えています。

橋本議員御提案のとおり、市民の皆様と一緒にアヤメ園をつくり上げていくという考えはとてもよいことだと思いますので、アヤメ園の管理について対策を講じ、アヤメ園が以前のような花の勢いを取り戻す兆しが見えてきた段階で、市民の皆様にご協力をお願いできればと考えています。

株分けしたものを加茂市の宣伝として市外の方に差し上げたり、ふるさと納税の返礼品にしてはいかがかと思いますが、アヤメ園のハナショウブは新発田市との交流のあかしとして頂いたものであります。加茂市の宣伝として利用したり、ふるさと納税の返礼品にすることはふさわしくないと考えております。

次に、歩く張り合いに、加茂川河川敷に距離の表示をしてはいかがかとのことについてです。加茂川河川敷は、議員の御質問にあるように、市民の皆様がウォーキングやジョギングをしている姿をよく見かけます。そこで、加茂川左岸の八幡橋からすばく加茂の前の住寺堀橋の水門までの約5,200メートルと加茂川右岸の八幡橋から加茂川橋までの約2,400メートルの河川敷兩岸に500メートルごとに距離を表示してはどうかとの御提案ですが、現在幾つかの橋の下に近隣の橋までの距離を示したプレートがありますが、このようなものを左岸の八幡橋から住寺堀橋の水門のところまでの約5,200メートル、右岸の八幡橋から加茂川橋、約2,400メートルの間に500メートルごとに設置するとすると、スタート、ゴールを含めて、左岸で12か所、右岸で6か所、合計18か所設置が必要となります。1つのプ

レートの設置経費が約15万円程度かかりますので、合計で約270万円ほどかかることとなります。また、コンクリートにペンキなどで文字を書いても、しばらくすると消えたり、汚れて見えなくなってしまう。このようなことから、現在橋の下に設置してある既存の距離表示のプレートを市民の皆様にはPRしたほうが効果があると思いますし、見えにくくなっているものについては今後徐々に修繕していきたいと考えています。

次に、千代橋下流方向やスタートとゴール付近にベンチがあればとの御意見ですが、現在加茂川河川敷には既に幾つものベンチやトイレがあります。新たに設置となると河川占用の手続などもありますので、既存のものを御利用いただきたいと思います。

次に、距離が分かれば目標になるとの御意見については、議員がおっしゃるとおりであり、健康づくりにもつながりますので、6月25日から始まる、かも健康ポイント事業の実施に向けて、橋と橋の間の距離を示したイラストマップや以前に県の健康ウォーキングロードに登録したながいきストリートなどを広報やホームページ等で周知していきたいと思います。

答弁は以上となりますが、冒頭にありましたワクチンの接種についてなのですが、昨日の4時半頃に、ワクチン接種、余りを使いまして接種しました。接種した当時は、痛みもなかったのですが、ちょうど昨日の夜、寝る頃ですか、11時前後ぐらいからちょっと筋肉痛のような痛みがあり、今もそのような痛みはあります。また、今後も、そういった経過、SNS等を通じてですか、お伝えできればなというふうにも思っております。御質問どうもありがとうございました。

答弁は以上となります。

○3番（橋本昌美君） 御答弁ありがとうございました。

私もこの一般質問を提出してからなのですが、新聞に出てから、表現が分かりやすいのか、皆様からいろいろ御意見を伺うこともありました。皆さんから、確かにアヤメ園元気ないよな、そういうことを聞いていまして、またいろいろ、もっとこういう情報もあるのだよなんていうのも聞いたりもしましたけれども、当初は平成元年から表立った活動が目に見えるような形になっていたのですが、それよりも遡り、56年、57年頃から環境課においては花と緑をいっぱいにする運動を進めていてというようなのは始まっていたというのを聞いております。また、農林高校の園芸の先生より、その現場の河川敷のアヤメ園、あれを設計していただいたのだというようなことも伺いました。それで、その中で、この答弁の中の全般的にはアヤメ園を何とか再生、元気にさせたいという意見であり、そこは安心しているところでございます。その中で、またどういったことが重要で、やっていけばいいのかなというのをまた加えながら再質問していきたいと思います。

まず、質問1で新発田市との交流ということで、平成元年から4年までということでお話聞いたところ、それ以降はありませんでしたということなのですが、アヤメ園のアヤメというのは毎年もらっていたようなのですが、加茂の苗木というのは、初年度は80本の苗木を贈ったようなのですが、その翌年も何か贈っていたような記述もあるのですが、やはり毎年贈っていたのでしょうか。それも4年ぐらいまで贈っていたのでしょうか。そこもちょっと分かるころがあれば。

○環境課長（石附敏春君） 橋本議員の一般質問の答弁の関係で、いろいろと古い資料を探してみました。その中で確認できたのが元年の80本というものと、あと平成4年にやはり苗木を贈っているという記録がありまして、その間の記録がちょっとなくて、想像するに毎年贈っていたのだろうなどは思うのですけ

れども、ちょっとその記録がなかったものですから、元年と4年だけは確認できております。

○3番（橋本昌美君） ちょっと聞き漏らした。4年は何本ぐらい。

○環境課長（石附敏春君） ちょっと今手元に資料がないのですが、私のほうでは……（3番橋本昌美君「本数は言わなかったですか。すみません」と呼ぶ）はい。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

私も、交流があったというところで、それ以降も続いているのかなというふうに思ったのですが、私も新発田市の交流の象徴とか加茂市のアヤメ園の現状について説明してきたところなのですが、じゃ、はて新発田市ってどうなのかなと思ひまして、疑問に思ひまして、実は行ってみました。別に新発田市の市役所に問合せをしたとか、現場の管理棟にありますかとかと行って一切聞いておりませんので、御迷惑をかからないように、隠密に行つてまいりました。先週の土曜日、行ってきたのですが、皆さんも御存じのとおり、駐車場は広いです。テニスコートがあって、野球場があって、サッカー場、陸上競技場があります。運動のほうの駐車場はすごくすいていましたけども、アヤメ園のほうの駐車場というのは割といっぱいでした。交通整理の方が2人ほどおりまして、聞いたところによると、平日はそうでもないのだけれども、やはり土曜日ということでしょうかね、いっぱい来ておられますと言っておられました。そして、車を置いて、中へ入つて、そして受付のところ、受付というか、ビニールの屋根のがありましたけども、そこでアヤメ園4分咲き、先週で、4分咲きか、じゃまだまだ咲くのだなと思つて、入ると、大きな池があります。そこを脇をきまして、奥のところに、ちょっとへこんだところに一面アヤメがある。どこにあるかな。それで、トイレがあって、その奥にもあるのですが、市長はユキツバキあつたと思ひますか。どうかな。僕は、気持ちとしては、新発田市さんもユキツバキを植えてあつて、看板があつて、友好の象徴とかあるかなと思つたのです。残念ながら看板はありませんでした。いろいろ1時間以上探し回つたのですが、その奥のほうに、ツバキがあるなど。奥のほうです。ちょっと見ると、自然に発生しているのじゃないかというような感じのところを数えていた。50本か60本ぐらいは確認できました。あと、公園の中にも1本、2本、あつ、これは確実に後から植えているなどというのは数本あるのですが、看板はなかったです。ツツジについては2つぐらい看板ありましたが、ユキツバキだとは思ひますけど、そこにありましたが、残念ながら看板もなく、自然に、ぐちゃぐちゃつとジャングル状になっていました。あれがユキツバキだと思ひ人はあまりいないのじゃないかと、あそこまで行く人もいないと思ひます、残念ながら。だからとつて、じゃ加茂市はどうでもいいよというのではなくて、それはそれとして、気持ちを切り替えて、アヤメ園のほうに手を加えていくとか、元気のあるのをしていく、そういうことが重要なんじゃないかなと思つて、気持ちを切り替えました。

そのところで、このアヤメ園の株数はということなのですが、3,000株程度というところで、これについては数えたりしたものでしょうか。別に数えてくれというわけじゃないけど、どんな感じでの3,000株というふうに数えたのかなと思ひまして。

○環境課長（石附敏春君） 私の目で1列を数えまして、それで掛け算をしまして、おおむね左岸が2,500株、右岸が500株程度であるということで、1区画ずつの数をおおむねで数えて出しております。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

私も一般質問を書くときに、環境課の皆さんに御苦労、御負担をかけないようにと思ひ、概算でと書き

ました。これでよろしいです。それで、でも書いた後に、でも課長さん真面目だから、もしかしたら数えるのじゃないかなと思ひまして、私も通販でカウンター買ひまして、つい先日、数えてきました。確かにそのとおり。右岸については、私は5 1 3、左岸については1, 5 3 9。もう一回数えたら数は違うなると思うのですが、株分けとかほとんどしていないので、株が大きくなっています。そして、1本1本生えているのも小さくなっていて、それを1つと数えるのもちょっとかわいそうなのですが、それは1つとしか数えていませんでした。1本だけ出ているところも1つと数えました。1株のところでは色が違うのが出ていけば、色の分だけ数えたりしました。そうして数えると、大体2, 0 0 0株超ぐらいです。でも、2, 0 0 0株ありますけど、株分けすれば、これの2倍以上にはなるのだろうかというふうには思ひますけども、はてそれをする場合に、アヤメを再生していく場合、費用とか、こういうふうに出してありますけども、その中で花と緑をいっぱいにする会の会員募集というのが広報のほうに載っております。平成元年からのアヤメ園を造っていくときに、この花と緑をいっぱいにする会とか、もう一つ、加茂市環境衛生協議会というところがお手伝いをしてきていたようなのですが、私は、もしかしたらそちらの方々も手入れのほうに加わるのかなと思ひたのですが、そういったのは、当初は加わっていたようなのですが、最近には、今回の答弁にもありませんでしたが、やはりそういったところはいろんな経緯があったと思うのですが、そのなくなった経緯とかというのはどんなところがあるのでしょうか。分かる範囲で。

○環境課長（石附敏春君） その辺の経緯も確かにちょっと調べてみました。元年から4年まで、新発田市から寄贈されていた時期におきましては、花と緑をいっぱいにする会と環境衛生協議会の役員の方、集まって河川敷に植栽をしたという記録がございました。平成4年の植栽時には約50名程度の方が集まって、やったという記録がございます。その後は、平成13年度まで、花と緑をいっぱいにする会の総会資料等をちょっと確認したのですが、13年度までは植え替えに協力をしたという記録があります。ただ、14年度以降は全くなくなっています。植え替え作業については、当時、環境課のほうで囑託員で花壇管理員の方がいらっしゃいました。恐らく14年度以降は、その方とシルバー人材センターの委託で実施していたと。その後は、その花壇管理員の方が平成17年度に退職をされまして、その後は業者委託の形で、毎年ということではないのしょうけれども、植え替えの作業をやっていたという記録がございました。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

私、この質問の意味というのは、造っていくときに、業者ばかりでやっているよりも、やはり市民が携わったほうが市民にも愛着ができたりするのじゃないかなということを知いたり、私も思ったりしたものですから、聞いてみたわけなのですが、でもやはりお願いするときにはいろいろ手続とか、やり取りというのが、段取りがあるので、大変なのだろうなとも思うのですが、やはり日々世話をしてくれる人というのはかなり重要だと思ひます。その中で、令和3年におきましてはシルバー人材センターへの委託というところで管理していくというふうにかかれております。それで、私も今回数えてみたりしたときに、株、以前は多分種類とかも分かっていたと思うのですが、それは多分もうごちゃごちゃになっているのじゃないかなという気がします。新発田のアヤメ園に行ったときにはみんな札が、種類の札があって、整然と並んでいたりするのですが、その中で今回数えたときに、アヤメ園の出ている茎にビニールテープが貼られていたのが数本あったのですが、それについては青いビニールテープが貼られて

いるのと白と赤が貼られているのが、何十本というわけじゃないけど、数本見受けられるのですが、そういうのというのは管理していく中でシルバー人材センターの方とか、そういうふうにされたという記録はあるのでしょうか。どうです。

○環境課長（石附敏春君） そのテープについては、私も確かに確認はしました。ただ、何のテープかはちょっと分からない状態です。先ほども申しましたとおり、品種の種類の札とかも過去にはあったようです。やはり冠水時に流されてしまって、分からなくなってしまうところもありまして、今その札は全部倉庫の中で眠った状態になっているところがございます。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

それで、今後のアヤメ園を造っていくときに、右岸については生育があまりよくないというような事実が出ているわけですね。そうすると、今後については、右岸についてもやはり植えていくという方向というのはあるのでしょうか。

○環境課長（石附敏春君） それも含めてなのですけれども、今の状態を、特に右岸側、私も見ましたけれども、成長が全然ない。ひよろひよろっと1本ついているかどうかという状態ですので、右岸側をこのまま整備していくのがよいのか、左岸側に全部集中させるとか、いろいろ方法があるかと思うのですけれども、まずもって今の現状を専門業者のほうに確認いただきまして、どのような区画で、どういう形で株分け、植え替えをやっていったらいいのか、その辺をちょっと探っていきたいというふうに考えております。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

それで、答弁書にもあるのですが、専門家、専門業者とありますが、具体的な会社の名前とかは結構ですけれども、どういった業者とか、そういった専門家なのでしょうか。今現在で上がっているところで結構ですが。

○環境課長（石附敏春君） 造園業者です。今回の一般質問に当たりまして、以前にどういったことをやられていたのかということで確認しております。それに関して、今後どうしていったらいいのか、お知恵を借りたいということで私のほうからお願いをしております、それにつきましては、幾らでもということでしたので、今後になりますけれども、どういった状況、これからどうしていったらいいのか、その辺のお知恵をちょっと借りて、今後の計画を立てていきたいと考えています。

○3番（橋本昌美君） 分かりました。今後もアヤメ園につきましては、私考えるに、加茂市では一番大きな花壇だと思っています。そこをやはり市民も散歩のときに目的としたりしていけるように、また昔、思い出が皆さんあるのじゃないかと思うのです。そういうところに寄与していけるように、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、加茂川河川敷に距離の表示をというところに行きたいと思うのですが、答弁書にいきますと、既存の距離のプレートがあるということなのですが、確かに私も確認しまして、右岸にも左岸にもございました。ちょっと小さいということなのですが、ここで河川敷のコンクリートにペンキなりで書くということについては、何か法令とか、関係の、県とか、そういったところの、できないというような、そういった縛りはあったのでしょうか。

○建設課長（宮澤康夫君） 河川敷、高水敷、川のほうからお話ししますと、川があって、ちっちゃい護岸があって、コンクリートのたたきという部分がありますよね。標準的にはそこから芝生というか、があっ

て、また護岸があるような今状態になっておりますけども、基本的には草が生えている部分、緑地になっている部分については、標準的なのですけれども、そこについては加茂市のほうで緑地帯として申請しております。多分議員おっしゃられていたの、そのコンクリートのたたきの部分かと思うのですが、そこについては私ども緑地としては申請していないところですので、新たな河川占用申請というものが必要になるかと思えます。できないということはないと思うのですが、一応そういう手続が必要になると思えます。

○3番（橋本昌美君） そうすると、もし申請をすれば許可が下りるのかなというレベルなのかなというふうに印象を持ちました。

そこで、答弁のほうには、既存のプレートがありますと、それを利用して、それについて宣伝というか、していきたいというふうに書かれております。それで、今後徐々に修繕していきたいというふうにあるのですが、そんなに見えにくくなっていないと思うのですが、20センチ角ぐらいでしょうか、そんなものだと思うのですが、もっとそれ以外にあったのでしょうか。すみません。私も確認ができていなかったかもしれません。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 今回の一般質問に当たって、私どもの職員がちょっと調べさせていただきました。それで、右岸、左岸で7か所、既存のものがございます。中にはやはり見えにくくなったりとかしているものもございますので、そういうのをちょっと直しながら、PRしながらやっていきたいというふうには思っております。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。そちらのほうに御苦労がいったわけですね。ありがとうございます。

歩く方とか走る人というのは、橋の下にプレートがあるわけですが、そこで距離があるのです。そうすると、その距離を感じるのじゃなくて、スタートから何キロというのが知りたいというのがあったと思うのです。そのところが、やはり作る側と利用する側の認識がちょっと違うのかなという気はします。やる意欲があるときに、皆さんどこからスタートするかは分かりませんが、スタートして500メートルずつと。そうすると、やはりそのところで距離を感じるというのはあると思うのです。そういうところは、既存ののを利用するというのであれば、それでしょうがないかもしれませんが、やはりここから500メートルとか、端から端までが何百何十何メートルというよりは、使う人にとっては有意義だと私は思うのです。そういったところについて、その表示というところに一步踏み込むというのはいかがでしょうか。

○市長（藤田明美君） 私自身がジョギングをしていないので、ちょっとそのジョギング……（3番橋本昌美君「ウォーキングでいいです」と呼ぶ）ウォーキングも、ウォーキングはするのですが、私自身は距離を意識してということがあまりなかったもので、今回の質問で、そういうふうにする方もいらっしゃるのだなというのはすごく勉強になりました。そのときに、今の場合、答弁ですと、下にありますよね、プレートが。あって、その距離の表示が下であればまたいいのか、そのスタートからの距離が、もし表示するとしても、下にあったほうがいいのか、どこにあればいいのかというのなかなかイメージがつかないというところもありまして、そこでなかなかちょっと答弁もこういった形にもなりました。現実的にできるところはこういうところかなというふうにも思いました。実際走る方がどう距離が分かると走りがいがあったりするのかなとか、そういったところはなかなかちょっとつかめないところがあるので、またそう

いった皆さんの御意見もちよっと聞かせていただきたいなというふうには思っています。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

私は、地べたに書けば、経費も少ないし、邪魔にならないというふうなのが第一にあったのですが、今言われているように、例えば看板とかみたいに、緑地のところに刺しておくというような方法も、あつ、なるほどなと思うのですが、そうすると倒れたりするのかなと思ったのですが、そのほうが良いというのであればそれでもいいのじゃないかと私は思うのです。皆さんは、張り合いを押しつけるわけじゃないですけども、あればあつたで、そういうのを目標にする方もおられると思うのです。そういったところで、なるべく費用をかけずに、手間もかからず、そして効果があればいいなというふうにして提案したところなのです。ですので、確かに地べたに書けばいつかは消えてしまうと思うのです。でも、冬に雪が降ったときにあまり走る人はないのじゃないかなとも思っています。やはり季節がいいときに、気分がいいときに歩いてもらう、走っていただくというところだと思っています。ですので、今市長が言われたように、地べたに書くだけじゃなくて、どういうふうなところに表示があつたほうがいいのかというところももしかしたら議論のところの1つなのかもしれません。堤防のところに書けるのかと、またそれはちょっと違う許可が必要になってくるのかもしれませんが、花壇の脇にまた八幡橋から何キロというふうな表示でももしかしたらいいのかもしれませんが。そういうところは、私もこの一般質問に書きましたけども、こういった議論していけば、またいろいろのが出てくると思います。そういった中でまた今後とも考えていければと思っています。

いずれにせよ、今このコロナ禍の中で、皆さんおうちの中で、在宅が多いように思います。そのときに、加茂山なり加茂川なりに出て、体を動かしていただく、そのときに、あつ、そういえばあそこのアヤメ園あつたなとか、蛍の川があつたなというようなので、じゃあそこまで行ってみようかなというようなときに、やはりきれいなアヤメが咲いていれば、また気分も違うと思います。花や草というのは気分を高めてくれる効果もあると思います。家の中で籠もるより外に出てきていただく。外に出てきていただければ、また違った意味でも転がりがあると思うのです。また、今回の事業がありますけども、そういった外に出てくれば、体を動かし、健康の一役を買えると思います。そういった意味でまたこういうことをやられていると思いますので、アヤメ園を筆頭とした花壇なりの再生とか、そういうのも要望していきたいと思います。また、この距離の表示につきましては、また継続的に私も市民に聞いたり、考えていきたいと思っています。

これでほぼ終わりなのですが、市長、何か最後ありますでしょうか。

○市長（藤田明美君） 今回橋本議員の御質問は、アヤメ園とウォーキング、ジョギングの距離の表示のことについて、加茂川河川敷のことだったのですけれども、全体的に、私自身も、まちの見た目というのですか、見た目をきれいにしたり、美しくすることって非常に重要なことだというふうには思っています。例えばアヤメ園でいえば、アヤメ園がたくさん咲いていて、きれいに咲いていれば、本当にきれいだなと思うと思いますし、ハナショウブが咲いているのだけれども、そこにまた草もたくさん生えていると、せつかくあるのに、どちらかという、がっかりしてしまうという気持ちになってしまうと思います。逆に、全くハナショウブがなければ、それはそれで何も思わないのだらうなというふうにも思っていて、それであれば、ハナショウブに関しては、ハナショウブ、アヤメ園があるので、そこをしっかりと整備して、やっぱりすごくきれいに咲いているなというふうには思ってもらったほうが良いと思うのです。そういった

ところでは、市民の生活に直結するものではないのかもしれないのですが、気持ちを和やかにする、またはまちに出てきたくなるというふうな思いを持ってもらうためには非常に重要なことだというふうに思っています。

また、この距離の表示に関しても、どういったことがいいのかというのは検討していきたいとは思っていて、ただ歩くことに関しては、どちらかというと、私は歩数、何歩歩いたかなというのが結構気になるのかなというふうにも思っていて、今スマホでも何か歩数計がついていますし、そういったところも重要かなと思いますけど、走っている方はまた違う思いがあるのかなというふうにも感じました。

そういった意味で、アヤメ園についても私自身今回すごく歴史についても勉強になりまして、大変ありがとうございました。

○3番（橋本昌美君） どうもありがとうございました。

最後に、景観とかということも市長今言われていたのですが、電車に乗ると、あそこを陸橋を渡る時に、よく見えるのです。そうすると、やはり加茂のアピールにもなるのじゃないかなというふうにも思います。確かに今ですと、アヤメ園あまり、すぐなものだから、あまりよく見えなくて、芝生だけはきれいだなというふうになるのです。じゃ、あれだったら芝生が一面あったほうが何かインパクトがあるなという気もしたりするのです。でも、そうじゃなくて、アヤメをやっているのです、アヤメが一面に咲いているのです。それこそ来年のホームページには、今年はちょっと駄目かもしれませんが、いずれは、以前の写真じゃなくて、去年はこうだったというような写真を載せられて、そして写真を見て来た人が、あっ、写真よりいいじゃないかと、そういうような気持ちになっていただけるようなアヤメ園を思いまして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて橋本昌美君の一般質問は終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 5番、三沢嘉男君。

〔5番 三沢嘉男君 登壇〕

○5番（三沢嘉男君） 皆さん、こんにちは。5番、公明党、三沢嘉男でございます。今6月定例会につきまして、子育て支援パスポート事業について、また児童館についてを質問させていただきます。

まず、子育て支援パスポート事業についてです。この子育て支援パスポート事業については、平成30年の12月定例会でも、子育て世代を応援するために加茂市でも市独自のパスポート事業を進めてはどうかと質問しております。当時の市長答弁では、市独自のパスポート事業は、経費や関連事務が発生すること、加茂市は零歳児の医療費完全無料化をはじめ、お子様の成長のための事業にお金を費やしているので、パスポート事業は新潟県が進めているトキっ子くらぶで十分との回答でした。しかし、近年、このパスポート事業が子育て世代へ周知が進むにつれ、他市町村は独自で事業を進めているのに、なぜ加茂市は

やらないのか、トキっ子クラブの協賛店舗が加茂市は少ないから、増やせないかとの声を聞きました。このコロナ禍で子育て世帯の収入も減少傾向にある中、このような事業は少なからず子育て世帯の生活不安の解消につながると考えます。

そもそもこの事業の目的は、地方自治体が地域の企業、店舗に働きかけ、協賛を得た企業、店舗において、子育て世帯に対して各種割引、優待サービスや乳幼児連れの外出支援、応援サービス等を提供する。自治体は、子育て世帯にパスポートを発行し、利用者は店頭で提示することによってサービスを受けられる。この事業を通じて、子育て世帯への経済的負担の軽減や社会全体で子育て家庭を支えるという機運の醸成を図るものであります。まさにこのコロナ禍だからこそ、社会で子育て世帯を支えるパスポート事業の必要性は高まっていると言えるのではないのでしょうか。

さらに、近隣の田上町では、平成31年4月から新潟市、聖籠町と広域連携を結び、田上町に住んでいても新潟市、聖籠町が行うパスポート事業の協賛店舗でも同じようにサービスが受けられるため、使用範囲が大幅に広がり、子育て世帯においては、より一層魅力ある事業の1つとなってきています。ちなみに、県央地域では、ほかにも三条市、燕市がこの事業に取り組んでいます。

このように近隣の自治体がパスポート事業に取り組む中、子育て世代の方がなぜ加茂市はやらないのかと疑問視するのも納得できますし、現状まだまだ加茂市の子育て支援が他市町村より遅れている部分があるのも認識できます。これまでのトキっ子クラブで十分との認識では、子育て世代とのギャップがあまりに大き過ぎるため、改める必要があるのではと感じます。

そこで、3点質問させていただきます。加茂市は、本年4月から子育てに関する相談窓口を一本化し、こども未来課を創設しました。これにより、加茂市が子供、子育て支援を推進していく環境が整ったと言えるかと思えます。今後は、子育て世代が住みやすい環境整備を推進していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、1点目に、加茂市でもトキっ子クラブで十分との認識を改め、他の自治体同様に、市内の協賛店舗を募り、独自のパスポート事業を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、この事業を行った場合、田上町のように他市町村との広域連携を結び、パスポートを活用しやすい環境を整備することも重要と考えます。相互利用することで、市外から遊びに来る子育て世代も市内店舗を利用しやすくなるのではと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、五泉市ではホームページにお出かけマップ等、協賛店の紹介や子育て家庭にお勧めな公園やレジャー施設などを掲示し、いつでも検索できるように工夫しています。加茂市もホームページをリニューアルしたところですので、お出かけマップ等を作成し、利用者が分かりやすい工夫をしてほしいと思いますが、市長の御意見をお聞かせください。

続いて、児童館について質問いたします。加茂市では、現在全ての小学校に児童館が設置されており、共働きや独り親世帯などの子育て世代にとって、大きな安心につながっていると認識します。その一方で、対象が原則小学3年生までで、4年生以上は特別理由がある場合、市長判断で許可できるとなっているため、ちゅうちょする方や、いわゆる鍵っ子の状況を不安に思う家庭では、正規社員からパートに変えようか、職を変えて子供の帰る時間に帰れるようにしないといけないかなど、大変悩んでいる家庭もあると聞きます。本来、児童館の設置目的は、共働き、独り親の小学生の放課後の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立支援を保障すること。自宅以外でも安心して過ごせる場所の提供な

ど、放課後の時間帯において子供の健全な育成を図ることとあります。2012年に改正され、2015年4月に施行された児童福祉法では、これまでの対象が小学校に就学しているおおむね10歳未満とあったのに対し、改正後は小学校に就学している児童と改められました。あくまでも努力義務ですので、加茂市の現状に問題があるわけではありません。しかし、この小学4年のタイミングで変化を余儀なくされる家庭や、言っても変わらないだろうと諦めてしまっている家庭があるとするなら、住みやすい環境を整える意味でも改善の余地はあると私は考えます。

そこで、2点について質問いたします。1点目に、三条市では小学校や市の施設などで児童クラブを運営しており、対象は小学4年生までで、5年生以上の入会は相談してくださいとあり、燕市では公立、私立で運営し、対象は小学6年生までとなっています。田上町は、小学校内に設置し、運営しており、対象は小学6年生までです。このように、努力義務ではあっても、近隣と比較して加茂市の対応が遅れているのは一目瞭然です。この際、子育て世帯の不安解消、負担軽減のために、対象を小学6年生までとし、他に劣らない支援の拡充をしてはと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

2点目に、児童館の名称についてです。加茂市では、他の自治体でいう児童クラブを児童館と明記しています。本来児童館とは、ゼロ歳から17歳までの児童が自由に来館して遊ぶ場所であり、内容が全く違います。利用されている保護者の方からも、市外の友人と話をしていると困惑するし、おかしいと感じるとの意見もありました。こども未来課の設置に伴い、困惑を避けるために、児童クラブに名称を変更すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上の質問は終わりました、再質問は発言席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔5番 三沢嘉男君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 三沢議員の御質問にお答えします。

初めに、子育て支援パスポート事業についてです。県のトキっ子くらぶに代表されるように、県内市町村でも子育て中の皆さんを支援するパスポート事業が行われています。県内で独自に行っているパスポート事業は12市町村が実施しており、近隣では三条市、見附市、田上町、五泉市が行っています。また、広域連携を行っている市町村もあり、田上町の担当者に話を伺いますと、近隣のスーパーへ行っても使えるということで非常に喜ばれているということでした。今年度は、子育て世代をサポートするため、4月1日にこども未来課を新設し、新しい体制で様々な新規事業を始めたところです。このパスポート事業についても、若い世代の生活圏の広さを考慮して、事業の実施と広域での連携を前向きに検討していきたいと思っております。今後、他市町村にノウハウをお聞きしながら事業を組み立て、連携についても進めていきます。

次に、五泉市のようなお出かけマップ等の情報発信についてです。出張座談会でも情報発信を充実してほしいという要望をいただいています。加茂市には他市のような子育て専門サイトがありませんので、様々なサイトを参考にして情報発信のベースを作り、さらにラインのようなSNSを使って、見やすい、分かりやすい、使いやすい情報発信をしていければと考えています。構築には時間をいただきますが、十分検討していきたいと思っております。

次に、児童館についてです。加茂市の児童館の使用教室数、受入れ可能人数、利用児童数、職員数は、

児童館別に、北児童館、2教室、20人受入れ可能のところ41人、職員数4人、南児童館、2教室、23人受入れ可能のところ25人、職員数3人、下条児童館、1教室、36人受入れ可能のところ33人、職員数2人、西児童館、1室、図書室です。11人、職員数2人、七谷児童館、1教室、45人受入れ可能のところ12人、職員数2人、須田児童館、1教室、33人受入れ可能のところ21人、職員数2人、石川児童館、3教室、75人受入れ可能のところ68人、職員数6人です。なお、受入れ可能人数は、児童1人当たりの専用区画面積がおおむね1.65平方メートル以上を確保することが求められていることを基準として算出しました。

小学校4年生以上の児童で児童館利用を考えている御家庭を十分把握しているわけではありませんが、児童館によっては受入れ可能人数を超えている、あるいはそれに近い人数であることから、現在のところ4年生以上も拡充することについては難しい状況です。事情があり、児童館の利用を考えている場合については、相談していただければと思います。今後は、利用児童数、使用教室数、児童厚生員数を総合的に見て、利用学年の引上げを検討していきたいと思います。

児童館の名称については、平成3年制定の加茂市児童館設置運営要綱に基づき、児童館の名称を使用してきましたが、全国的に見て児童館の名称を使用する施設の利用対象がゼロ歳から18歳未満までの子と保護者であることから、混乱が生じてきているものと思います。令和4年度の募集が始まる10月頃のタイミングで、目的や対象に合致した放課後児童クラブに名称を変更いたします。

答弁は以上です。

○5番（三沢嘉男君） 御答弁ありがとうございました。

まず初めに、子育て支援パスポート事業のほうについて再質問させていただきます。この答弁を聞く限りですと、一応加茂市としてはこれを実行するという方向で検討という意味合いでよろしかったでしょうか。

○市長（藤田明美君） 子育て支援パスポート事業については、今までの現状から抜け出して、一歩進めたいというふうには考えております。ただ、やり方ですが、三沢議員の質問にもありましたとおり、まずトキっ子クラブの協賛店を増やすのと、市独自でやるのと、二本立てなので、それを二本立てがいいのか、要は両方やったほうがいいのか、また市の独自のほうももっと力を入れていったほうがいいのかということころはまだ検討中というところもあります。

詳しいところはまた課長から。

○こども未来課長（井上毅君） トキっ子クラブのほうは、今独自でやっている、子育て支援カードを持っているところの協賛数とトキっ子クラブの協賛数が実は圧倒的に違いまして、市町村独自のほうの協賛している事業所数が物すごく多いのです。そういうことを考えますと、やはりその地域全体で、その地域、地域がちゃんと子供、子育て応援をしていますよということをしっかり市としてというか、まち全体がそれを表現しているというあかしなのかなというふうに見受けられるのです。ですので、トキっ子クラブはそれもそれとして、協賛しているところも当然あるわけですので、そういったあたりのPRもし、また私も独自のほうとしては、きちんと事業所なりの募集とか、場合によっては足で稼ぐのかもしれませんが、そういったやり方をしながら導入をしていくのかなというふうに関心しております。あと他市町村との連携については、見ますと、どこも近隣とはやっぱりつながっていて、どちらでもカードが使えるところを幾つかまた見受けられますので、どういうふうな形でやっていくのかというあたりは、

ちょっといろんなところに行って聞きながら、より近づけていきたいと思っています。

あと、カードの出し方が手挙げのところと、こちらから住基で見て送るといふものの2種類になっていますので、加茂市の数からいけば多分配ってしまったほうがいいのかなどという感じもしますが、一応そこらも含めてちょっと前向きに検討したいというところでございます。

○5番（三沢嘉男君） ありがとうございます。

トキっ子くらぶ自体は、県のほうの事業になると思いますので、どちらかという、あれは全国規模で展開できるようなパスポートになりますし、各市町村でやっているやつは本当に地元で根差している企業なり、飲食店なりというのが協賛してくれているという部分が非常に大きくて、前回私が質問したときというのはまだこうした広域連携というところまで行っているところがたしかなかったと思うのです。それでも地域として子育て支援をしていこうという思いの中で、加茂市独自でもやっていったらどうかということをおっしゃっていただいたのですけれども、今こうして広域連携になることで、本当に様々な利用の方向性が広がってきているので、加茂市の協賛店舗が他市ほどそろわなくても、何かしらで、どこかのタイミングでパスポート事業を行って、広域連携を組んでいくというところが、私とか、子育て世代としては一番利用しやすくなるのかなと思っています。加茂市の協賛店舗の多さよりも、新潟市とか、そっちのほうで利用する機会が多くなるのじゃないかなと思うのです。そういった部分で、もうちょっと、どこのタイミングでこの事業を行えるのか、例えば今年度中なのか、また来年度に入ってからなのか、その辺の目安というか、予定がもし現状ありましら教えてください。

○こども未来課長（井上毅君） まず、田上の担当者の話なのですけれども、やはり加茂で何で使えないのですかという声は実際にあるそうです。ですので、そういった部分で生活圏が同じところは、隣接市町村はどうしても相互利用ができるようにするようになりたいというふうに考えておりますので、少なくとも接している市町村とはやれるようにはということ準備をしていきたいと思っております。そういったあたり、あとなぜその地域のカードだと協賛店が、下手すると5倍、10倍違うのです、トキっ子くらぶの協賛店と。そういうのが、バックの市民の考え方とか、そういうあたりもちょっと他市町村に聞きながら組み立てていきたいと私今思っていますので、一応今のところ、今私の個人的な考えとしては、来年度予算のところから出させていただくのかなというふうには思っておりますので、まだこっちの中でもお話ししていませんが、というあたりで準備の時間はもうちょっといただきたいと思っております。

○5番（三沢嘉男君） こども未来課長がそう言われるのであれば、実現できるのではないかと考えていますので、ぜひ市長、この点、こども未来課長と共に、来年度予算にのつけられるようお願いしたいと思います。

それとあと、五泉市のようなお出かけマップ、こういったものなのですけれども、確かに加茂市のホームページ上でも、こういう子育て世代が遊べる場所とか、利用しやすい場所とかという、そういったものが一目見て分かるような状況にはないと思うので、こういったもの、そう簡単にすぐできるものではないと思うのですが、いろんな情報を集める中で、ホームページ上にそういったマップと子育て支援に関するサイトとか、そういったものをどんどん取り入れていただいて、ほかの市町村ではやっぱりそういうのが結構目立っていますので、極力加茂市でも一目見てそういうサイトだというのが分かるような形でホームページのほうの作成を進めていってほしいと思うのですけれども、これはお出かけマップと例えばおむつの交換ができるようなトイレだとか、いろいろ今情報がばらばらになっているというか、そういう子育て

に関する情報を1つのところにまとめて作り上げるというような予定ではいるのでしょうか。

○**こども未来課長（井上毅君）** まず、五泉市さんのマップのほうは、そのパスの協賛店、あと公園と医療機関、幼保育園というふうにカテゴリーを分けて載っていますので、やっぱりそういう使い方というのは多分便利なのだと思うのです。実は先般、市長との出張座談会があった折に、やっぱりラインを使ってそういう情報発信してほしいのだということが要望が出たのですけれども、その中にリンクをどんどん、どんどん張っていったということで、情報の発信もこっちもしやすいよということになると思いますので、他市を見ますと、例えば子育ての拠点がしっかりあって、そこを中心としたいろんな事業をしっかりした1つのサイトで、子育てサイトとしてまとめ上げてというようなものが結構いいところは見受けられますので、今私の中ではそういった作り方をしていく中で、ラインも使って情報発信をできるような体制、形にするのが今いいのかなというふうに思っておりますので、もしまたこのサイトがいいよとか、何かもし御意見ありましたら、またいただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○**5番（三沢嘉男君）** ありがとうございます。ちょうどそのカテゴリーという言葉が出てこなくて、そういった1つのサイトでいろんな子育て情報が見れるような形の組み方をしていただけると、本当に分かりやすいと思うので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次に、児童館について質問させていただきたいと思います。現状、4年生以上というのは相談していただくという状況だということなのですが、実際私の知り合いでも、3年生から4年生になるときに、親御さんがパートを辞めなきゃいけないだろうとか、そういった不安を抱えながら過ごしてきたというのを聞いていますので、確かにこの1人当たりの専用区画面積とか、教室の数とか、いろいろな条件はあると思うのですが、これだけ他市町村でも6年生までの受入れを行っている、田上や燕でしたか、行っている中で、やっぱり加茂市ももうちょっと工夫しながら、3年生以上の、4年生、三条のように4年生で区切るのか、6年生までなのかはちょっと分かりませんが、教室の数を今後増やすとか、またこれに対応した職員の数を増やすとか、そういう前向きな方法で対象年齢、対象学年を上げていくという、そういうお考えというのはいないでしょうか。

○**市長（藤田明美君）** 児童館、あえて今児童館と言いますが、児童館については、まず私自身の考えの中では6年生まで対象を拡大してもいいのじゃないかというふうに思っています。ただ、現実的に要はちょっと、定員ではないのですけれども、やっぱりその受入れ可能人数をオーバーしているところもあって、そこが解消できれば可能なのだろうなというふうに思っています。6年生になると必ずしも一気にすぐ増えるわけではないというふうにも私自身は考えていますので、ここの、要は空き教室が、でもなかなかあるようでないというところと、児童厚生員さんの人数を増やさないといけないというところもありますので、そこが、児童厚生員さんはもし増やすことができたとしても、そのスペースのほうですね。そっちがちょっと簡単にいかない学校があるのではないかなという、学校というか、児童館があるのではないかなというふうに思っています。担当がこの4月から学校教育課のほうに児童館は、こども未来課ができたのですけれども、そちらのほうに移って、幼稚園関係はこども未来課のほうになったのですけれども、なのでちょっと空き教室の関係等も含めて今検討しているところで、今このような答弁になったのですが、もしちょっと詳しいところがありますか。あれば答弁していただいて、また。

○**教育委員会学校教育課長（北原利章君）** 加茂市の場合、児童館が校舎内につくられておりますので、その辺が近隣の状況とはちょっと違うところもあります。例えば私が以前勤務していた燕市の学校では、同

じ学校の敷地内なのですけれども、棟が違って、別の建屋で放課後児童クラブがあったりとか、そういった状況もありますので、現在加茂市で人数を増やすとなると、このままで増やすとなると、教室がどれだけ余剰があるかということの問題にかかるとかと思えます。

○5番（三沢嘉男君） 確かに人数が増えればその分教室の数も必要になってくるということですが、実際これは私も見に行っているわけじゃないので、分かんないのですが、田上町は小学校内に設置してあるということですが、これはきっと教室の数と利用する小学生の数とのバランスが整っているのかもしれないですし、加茂の場合は、以前何か所か視察させてもらったときには、かなり手狭な児童館、あえて児童館と私も言いますが、手狭な児童館も結構あったのは記憶しています。なので、そういったところで、今生徒数も少なくなってきた中で、空き教室というのは、もうちょっと利用できる場所ってないのかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○教育委員会学校教育課長（北原利章君） 正直言って、ないかと言われると、ありません。決して余裕があるというわけではなくて、あとは学校管理の問題からいっても、例えば教員の勤務時間と児童館の運営時間が違うわけです。それが同じ校長が、校長が管理する学校の中で児童館があるということは、その管理の問題でもちょっと難しいところもあります。教員の勤務時間が大体6時前までですので、それ以降も児童館が運営できているということからいって、ちょっと難しいところもあります。

○5番（三沢嘉男君） いろいろと問題がある部分ではあるとは把握いたしますけれども、ただ実際にこういった3年生から4年生というところで非常に苦悩している御家庭もあるということも事実ですので、市長の言う魅力あるまちとか、住みやすいまちというところを考えたときに、こういった問題も課題として、何とかいい方向に考えられないかなと思います。実際これが4年生以上でも、相談して、それが市長判断になるのだと思うのですけれども、それでよければ児童館に入れるわけですので、そこは1つの安心材料にはなるかと思うのですけれども、どちらかといったら、考え方としたら私は6年生まで一応対象にして、当然全員が全員児童館に入るわけではないですから、その中で4年生は割合が多くても、6年生になると入る人は少ないとか、そういうばらつきも出てくると思いますし、何か将来的にこの6年生までということ、市長も考えておられるということなので、ぜひこの教室に関する課題と職員の手配、この辺を、こういった問題を解決して、ぜひ6年生までの受入れということでやっていただきたいなということ、最後に私要望しまして、質問を終わらせていただきます。今回は本当に、トータルで今後こうした子育て支援に力を入れて市長もやっていただけるということで私としては認識しますので、ぜひよろしく願います。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） これにて三沢嘉男君の一般質問は終了いたしました。

1時50分まで休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 4番、中沢真佐子君。

〔4番 中沢真佐子君 登壇〕

○4番（中沢真佐子君） こんにちは。日本共産党、中沢真佐子です。6月定例会最後の一般質問を行わせていただきます。

1、加茂市の遊休地の運用方針と現状、今後の方針について伺います。加茂市においては、土地開発基金、宅地造成保有土地、普通財産としての市保有地の中に、いわゆる遊休地と言われる活用可能な土地があると思いますが、土地の売買や活用を行って加茂市の財政に役立ててはどうかという市民の声を聞きます。

そこで、伺います。1、どのような遊休土地がありますか。2、活用の方針はどのようなものですか。その効果と今後の課題について伺います。

2、コロナワクチン接種の進捗状況と終了までの計画を市民に周知することについて。4月19日からコロナワクチンの予防接種予約が開始され、5月8日から実際の予防接種が開始されました。予約開始当初は、コールセンターの電話が繋がらないと大騒ぎになりましたが、現在は予約も予防注射も落ち着いて進んでいると聞いております。6月現在の接種進捗状況と今後の接種計画について伺います。どのような年齢層の分類を行い、対象年齢は何歳までになりますか。いつ頃の完了になりますか。また、感染のリスク評価により優先してワクチン接種が必要な職種があると考えますが、市の計画を伺います。

予防接種の終了までにはまだ時間がかかると思われまます。市民が安心して、落ち着いて接種が受けられるよう、月2回の広報に限らず、紙媒体等を使用して、随時必要な情報が市民に漏れなく伝わる方法を取ってほしいと思います。インターネット環境のない人たちへの配慮が必要と考えますが、市長の考えを伺います。

3、今年10月からの訪問介護、看護等及び介護手当の助成廃止には反対です。広報かもナンバー778号に掲載された市長の施政方針によれば、訪問介護等利用料金と在宅介護手当は令和3年度中に助成対象者の見直しを行いますとなっています。そして、広報かも779号には、10月から訪問介護、訪問看護、訪問リハビリに利用料がかかりますというお知らせが掲載されました。訪問介護、看護、リハビリは、利用者が利用料の1割を負担するのが介護保険上の制度ですが、加茂市がその1割分を助成しており、無料となっています。在宅介護手当については言及されていませんが、これも同時に廃止されるのでしょうか。在宅介護手当は、在宅で重度の障害のある人や寝たきりの人を介護している人に払われる介護手当で、ねぎらいや感謝の意味合いがあり、重要と思います。

市長は、訪問介護等への助成の廃止理由として、介護保険制度にのっとり、受益者負担の原則を徹底するためや県から意見が付される、あるいは利用しない人にとって不公平であると述べておられます。介護保険を使わなくて済めば、それが一番の幸せであり、望みでもあるわけで、使わない人にとって不公平ということはないと考えます。介護が必要な個人や世帯は、この格差社会の中で困窮を深めています。今こそ施策が重要になっています。両施策とも令和3年度の予算は計上されています。財政健全化目的にこのよい制度を廃止することに反対します。

介護保険制度が施行されて21年、市民は安心な老後、介護環境を望んでいます。介護保険は、20年前に措置から契約へ、恩恵から権利へと変化しました。加茂市においては、さらに健康寿命増進や介護サービスの選択肢が増えることも必要です。自分が望む場所で望む介護が受けられるような加茂市になっ

てほしいと思います。

介護手当については、前市政以前から在宅で介護している世帯に福祉手当として支給されてきたもので、介護保険制度への移行に伴い、介護手当に名称変更したものです。この施策は、これまで多くの対象者から歓迎されています。

今回の助成廃止理由に、前述したように、制度にのっとってとしています。8年前の加茂市議会6月定例会及び7月臨時会で、子供医療費助成において入院18歳まで無料、外来通院、中学校卒業まで原則無料にしたことで、加茂は県内トップクラスとなりました。そのとき、国からは、制度に反するとして、国保会計への強いペナルティーが科せられました。しかし、その後、多くの自治体で子育て支援策の一環として無料化が拡大し、国からのペナルティーは緩和されています。よいものはよいとして、制度にのっとることはないと考えます。

以上、市長の見解と再考を求めます。

壇上での発言はここまでとして、次は発言席から発言させていただきます。ありがとうございました。

〔4番 中沢真佐子君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 中沢議員の御質問にお答えします。

初めに、土地開発基金、宅地造成事業特別会計並びに普通財産として加茂市が保有している土地の運用方針と現状、今後の方針についてです。加茂市の保有土地の調書等は、令和元年度10月の全員協議会で配付していますので、その後の状況や今後の方針について答弁いたします。宅地造成事業特別会計で保有している土地において、令和元年度以降、売払い価格を時勢に合わせて大幅に見直ししたことで、令和元年度には若宮住宅団地1区画、面積337.21平方メートルを468万7,219円並びに後須田宇伝兵衛下の事業用地、面積1,083平方メートルを570万9,011円でそれぞれ売却することができました。また、令和2年度においては若宮住宅団地2区画を売却することができました。2区画合計で面積704.62平方メートル、売払い価格は951万2,370円でした。これにより、若宮住宅団地は全22区画のうち10区画、面積3,170.91平方メートルが残っている状況です。

保有土地の売払いは、今まで市が広報等で募集し、売払いをしてきましたが、売払いをより一層促進するため、令和3年3月1日付で不動産事業者、株式会社エステートコンサルタントと一般媒介契約を締結しました。この契約により、株式会社エステートコンサルタントを通じた保有土地の売払いが可能となりました。この契約により、株式会社エステートコンサルタントから不動産事業者間で情報共有されている、公益財団法人東日本不動産流通機構が運営する不動産流通標準システム、レイズ、リアル・エステート・インフォメーション・ネットワーク・システムに物件を登録してもらい、全国の不動産事業者へ情報を広く周知することができるようになりました。この契約には、宅地造成事業特別会計の保有土地のほか、土地開発基金保有土地の八幡須佐工場跡地、下条地区公共施設群駐車場用地も含まれています。

今後は、情報の発信に力を入れ、市のホームページでの広報の充実や移住関連事業の機会でも情報を提供する等、さらに広報、宣伝活動を増やし、保有土地の売払いを促進していきたいと考えています。

次に、コロナワクチン接種進捗状況と今後の日程について市民に随時周知することについてです。加茂市では、5月8日から新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、高齢者施設の入所者及び従事者については5月18日から開始いたしました。また、かかりつけ医などで接種を行う個別接種については、6月

1日から予約を開始し、6月15日以降で協力いただいている医療機関が設定した日から開始していません。

新型コロナウイルスワクチン集団接種の予約受付を4月19日から開始いたしましたが、コールセンターが混み合い、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしました。その後、電話回線を増設し、併せてインターネットの専用サイトでの予約受付を開始し、さらに予約受付やワクチン接種を円滑に行うために、独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、65歳以上の障害者に該当する方で、御自身で予約が困難な方は、地区担当民生委員、担当ホームヘルパーが訪問した際に御相談を賜り、パソコンやスマートフォンをお持ちでない方には、健康福祉課の窓口でインターネットの専用サイトでの予約受付のお手伝いをいたしました。また、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種の終了時期を早めるため、さらにワクチン接種日を追加したことに加え、1日当たりの接種可能人数を増やしました。

来場される皆様の御協力のおかげで、これまで大きな混乱もなく接種が進んでいます。また、接種に関わる加茂市医師会の先生方をはじめ、多くの医療関係者の皆様のおかげで順調に接種が進んでいることに対しまして深く感謝申し上げます。

6月現在の接種進捗状況についてですが、6月17日現在で、65歳以上の高齢者9,679人に対し、予約状況は個別接種で直接医療機関に予約した分も含め8,607人で88.9%、1回目の接種を終えた人は5,267人で54.4%、2回目の接種を終えた人は1,585人で16.4%です。また、予約をされた方8,607人に対し、1回目の接種を終えた人は61.2%、2回目の接種を終えた人は18.4%です。

今後の接種計画については、まず6月10日から、16歳から59歳の基礎疾患のある方の事前申告の受付を開始いたしました。申告された方には、60歳から64歳の方への接種券の送付に併せて、優先して6月23日に接種券を送付し、それらの方に加えて、市内の保育園、幼稚園、こども園の保育士等の園関係者やホームヘルパー、小中学校の教職員、高齢者施設等の従事者には優先して接種する予定でありますので、御理解いただきますようお願いいたします。これらのことと現在の集団接種の予約の空き状況から判断しますと、64歳以下の一般接種は7月16日頃から始められると考えております。その後は、ワクチンの供給状況にもよりますが、12歳から59歳の方に対し段階的に接種券を発送し、接種を希望する方全員が11月末までに接種が完了するよう計画していきたいと思っております。

次に、月2回の広報に限らず、紙媒体を使用して、随時必要な情報を市民に漏れなく伝えてほしいとのことですが、月2回の広報以外では、4月23日には電話回線を増設したこととインターネットの予約受付を開始する広報を紙媒体で各世帯に配布し、必要な情報が届くよう配慮しています。今後も随時必要な情報があれば、月2回の広報以外でも市民の皆様に必要な情報を伝えるよう努めていきたいと思っております。

次に、10月から実施予定の訪問介護、看護等及び介護手当の見直しについてです。まず、在宅介護手当は平成7年度から開始した制度で、65歳以上の在宅の寝たきりの方もしくは認知症の方または身体障害者手帳1級もしくは療育手帳Aをお持ちの重度心身障害者の方を日常生活のほとんどにおいて介護している家族に対し支給している手当です。在宅介護手当を支給することにより、介護に当たる家族の心身及び経済的負担の軽減を図ることを目的としたもので、手当の額は介護される方1人につき月額5,000円です。

在宅介護手当は、これまでも廃止すると申し上げたことは一度もありませんし、今後も廃止することは

考えておりません。しかし、これまでは在宅介護手当が要介護、要支援認定の未認定の方の家族にも支給されるなど、基準が曖昧だったことから、対象者を65歳以上の要支援以上の要介護、要支援認定を受けた寝たきりの方もしくは認知症の方の家族に変更する予定です。また、来年度からは、他の制度で手当を受給している方の見直しや手当の増額など、県内他市の状況を参考にしながら、対象者と手当の額の見直しに向けて検討したいと考えています。

次に、訪問介護等の有料化についてです。介護保険制度は、2000年に高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として創設されました。介護保険制度では、要介護、要支援認定を受けた被保険者が介護サービスを利用した際に、その費用の1割から3割を負担していただくことになっています。介護サービスを利用する方は、その負担割合に応じて利用料を支払っていただいておりますが、加茂市においては独自の利用料助成制度を設けており、訪問介護は平成7年10月から、訪問看護は平成9年7月から、訪問リハビリテーションは平成19年4月から利用料助成を行い、全額無料としてきました。しかし、この助成制度については、負担の公平性や適切なコスト意識という観点から、介護保険制度の趣旨に反することを踏まえて適切な対応を検討することとして、以前より新潟県から指摘を受けていたところです。

この助成制度の令和2年度実績は、訪問介護利用料助成事業では実利用人数553人で1,780万2,573円、訪問看護利用料助成事業では154人で404万8,168円、訪問リハビリテーション利用料助成事業では49人で114万9,766円、合計しますと実利用人数657人で2,300万507円の助成をしています。加茂市行財政健全化計画でもお示ししましたが、本来の介護保険制度にのっとり、令和3年10月サービス利用分から、デイサービスやショートステイなど他の介護サービス同様、利用料の御負担をいただく予定で見直しを行っています。

なお、県内でも市町村独自の利用料減免を実施しているところがありますが、その全てが対象を低所得者に限定して行っており、加茂市のような一律の利用料全額助成制度はほかに例がありません。令和3年4月1日現在、燕市では居宅サービスの利用者負担を30%軽減しています。これは、対象要件として、1、要支援1から要介護2の介護認定を受けている方、2、世帯非課税の老齢福祉年金受給者など介護保険料の所得段階が第1段階であること、3、他の親族の市民税、医療保険の扶養親族となっていないこととなっています。妙高市では、居宅サービスの利用者負担を25%から50%軽減しています。これは、対象要件としては、社会福祉法人軽減制度での要件に該当する低所得者としています。五泉市では、訪問介護サービスの利用者負担を40%軽減しています。これは、対象要件として、世帯全員が市民税非課税または免除されていることとしています。阿賀野市では、居宅サービスの利用者負担を50%軽減しています。これは、対象要件として、市民税非課税世帯としています。

そこで、加茂市では、現行の訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーションの利用料全額助成制度を令和3年9月サービスをもって廃止する予定としていますが、低所得者の急激な負担増加に配慮した新たな助成制度を検討しています。具体的には令和3年10月サービスから利用料負担のうち50%を助成するものです。対象要件は、1、介護保険料を滞納していないこと、2、住民税本人非課税であること、3、本人収入（合計所得金額プラス課税年金収入額プラス非課税年金収入額）が年間120万円以下であることです。この制度では、現在訪問系サービスを利用している方のうち約4割の方が助成対象になる見込みで、実施期間は令和6年3月末までの時限措置とする予定です。

令和3年度の当初予算では、訪問介護利用料助成事業費2,500万円、訪問看護利用料助成事業費500万円、訪問リハビリテーション利用料助成事業費100万円の計3,100万円を計上していますが、現行制度の見直しに伴い、今年度の執行見込みを精査した上で、9月議会において減額補正を行う予定です。なお、新たな助成制度による令和3年度の助成額を10月以降の半年分で大まかに試算をしますと、約205万円になります。

このたびの訪問介護等の利用料全額助成制度の廃止による利用料負担及び新たな助成制度については、市民の皆様へ御理解いただけるよう広報かも等で周知し、現在サービスを利用している419名の方へは5月14日付で案内文書を送付しています。

また、市内在住の利用者の皆様のところへは私が直接訪問し、制度改正の説明をさせてもらっています。訪問した件数はまだ38件ではありますが、訪問先では「今まで無料だったので、気が引けて利用しづらかった」、「介護保険制度にのっとった本来の利用の形が望ましい」など、多くの方から肯定的な声をいただいております。加えて、子供医療費助成は、加茂市も他市町村に倣い対象を拡大したように、全国に広まっていった制度ですが、訪問介護、看護、リハビリサービス利用料助成は全国に広まらなかったことを考えると、必ずしもよい制度であったとは言えないと思います。私も中沢議員御指摘のとおり、自分の望む場所で望む介護が受けられるようになることが重要であると考えています。それにはまず、利用者が利用料の適切な負担をし、堂々とサービスを利用していただくことも必要なことです。訪問系サービスがよいのか、または通所系サービス、施設系サービスがよいのか、介護サービスを受ける御本人、御家族の意向、そして地域の特性によっても必要なサービスは変わってきます。今後も引き続き訪問を行い、丁寧に説明し、制度見直しの趣旨に御理解と御協力をいただけるよう努めていくとともに、相談にもきめ細やかに対応してまいります。

答弁は以上です。

○4番（中沢真佐子君） 御答弁ありがとうございました。

遊休地のことからちょっと伺います。売れる土地があるところは売っていかうという市の方針はずっと伺っておりますけれども、ホームページで、進出するならばひ将来有望な加茂市へという欄がありまして、ここで加茂市では広大な工業用地を抱えておりますので、御希望する面積を必要なだけ用意いたしますというものですけれども、これ、どこの土地か書いていないのですけれども、どこの土地でしょうか。

○総務課長（明田川太門君） ホームページにそのように載せてある土地につきましては、イメージとして大野精工さんの土地の買収のことを考えていただければ分かりやすいかと思います。要は加茂市の土地どこであっても、市のほうで率先して用地交渉、準備等を行いますので、多くの土地を希望される企業の皆様には市のほうで対応いたしますと、そういう意味合いでホームページには載せてあるところでございますので、どこがという具体的なところはまだ確定しておりません。

○4番（中沢真佐子君） 分かりました。そのような載せ方、募集の仕方があるというお話は伺っておりますので、了解いたしました。

それで、加茂市の今回若宮町の団地が値下げをして、土地を値下げをして、売れたというお話を聞いて、喜んでおりますけれども、私の近所なのですけれども、3棟が新しく建っております、御近所の方たちも皆さん喜んでおられます。

それで、ちょっと伺いたいのですけれども、平成12年頃だという話なのですけれども、4.8ヘク

タールの大きな土地を何か下条のほうに買いまして、そのうちの0.9ヘクタールを知的障害者援護施設用地とする予定だったと聞いていますが、その計画は進んでいるのでしょうか。

○企画財政課長（車谷憲繁君） これ、吉津川の圃場整備のときに、市のほうで、3か所ですか、1つが建設課の宅造で工業団地用地、それから土地開発基金では知的障害者の施設用地、それからもう一つ、市道荒又線の用地、結局先行して吉津川の中で創設換地が出た土地につきまして、そういった目的で取得したものであります。

○4番（中沢真佐子君） じゃ、特に何かに使うという予定は今はないということでしょうか。

○企画財政課長（車谷憲繁君） 吉津川の部分は、まず基盤整備、道路であったり、国道403号であったり、橋であったり、そういったものの進捗状況も必要ですし、まだまだ先の話ですが、ただ換地の県営事業のときに全体の中でそういったものを将来的に考えるということで、市のほうで取得したという経緯です。

○4番（中沢真佐子君） 私ちょっと土地のことは詳しくないので、なかなかお話がちょっと理解できないところもあるのですが、じゃその土地と、あと残りの3.9ヘクタールの（仮称）吉津川工業団地という土地もあると聞いておりますけれども、そこはどのような位置づけで、今何か活用方法ってあるのでしょうか。

○副市長（五十嵐裕幸君） 今ほどの3.9ということですけど、今企画財政課長申し上げましたように、吉津川の圃場整備の創設換地でございます。その中の3ヘクタール分は、当時あそこに前市長は加茂病院を持っていきたいというために、それを予定していたところ、もともとは工業団地としての創設換地でございます。その3ヘクタール分と0.9ヘクタールというのが、大曲公園というのがあります。下条川沿いに、下興野と天神林の間に大曲公園という公園がありますが、そのちょっと下手側のところにその知的障害者の施設を造ろうということで購入した土地でございますけれども、現在はそれはどちらも頓挫していると。吉津川の工業団地のほう、さっき言いました加茂病院を持ってこようとした3ヘクタールですけども、そこは答弁の中にもありましたレインズという業者さん向けのホームページなのですが、そこに載せて、売却可能なような形にはしてあります。そういう意味では、知的障害者の施設用地ですけども、こちらのほうは今全く計画がないままであるということで御承知おきいただきたいと思っております。

○4番（中沢真佐子君） 今加茂病院の用地ということで、了解いたしました。分かりました。

それから、西小学校が今度石川と合併になって、その西小学校を建設する予定地がありますけれども、それは何か活用方法とか予定とかは決まっておりますでしょうか。

○教育長（山川雅己君） 現在のところ、その活用についてはまだ検討に乗ってっておりません。したがって、建設用地のところはまだ看板は建設予定地というふうになってございますけれども、そのうちその看板をちょっと外させていただくことになろうかなと思っております。

以上です。

○4番（中沢真佐子君） ありがとうございます。

私がこの質問をいたしましたのは、やはり土地があって、もし企業等を誘致するようなことができれば、若い人たちが働く場所もできて、人口減少にも貢献するだろうと。そしてまた、大きな土地でなくても、小さい土地でも、例えば図書館だとか、もし売却できるような土地があれば、図書館とか公民館とか

で公開していただければ、もしかしたら市民の中でも、この土地使いたいというような話も出てくるのかなというようなことを考えて質問させていただきました。ありがとうございました。

次に、ワクチン接種ですけれども、昨日の藤田市長の挨拶のときに、10月以降はちょっと予定が立っていないというお話がありましたけれども、それは理由はどういう理由でしょうか。

○健康福祉課参事（井上毅君） 今10月までのワクチンの、ファイザーのワクチンの確保は、今めどが立っている状況です。それ以降は、まだ今要望を県が受けている最中です。聞くところによりますと、今全国からの要望が大分過多になってきているという状況で、県の配分のほうもどうなるのか分かんないというような声もちょっと市町村同士の情報の中でもありますし、県からはまだそこら辺はつきり全く出てきておりません。また、来週以降、その辺の要望と、それから県の配分が決まりますので、その配分の量を見まして、次のステップの接種券の配付ですとか、そういうところを算段していくということで今予定をしております。

○4番（中沢真佐子君） じゃ、需要が多過ぎて供給が追いつかないと、ずっとそういう状態かもしれないということでしょうか。

○健康福祉課参事（井上毅君） ファイザーが今ちょっと不透明になっているというようなところが懸念があるということです。モデルナについては、どうも入りはいいというような話を聞くのですけれども、今までずっとファイザーでやってきたところがありますので、それをモデルナに切り替えるというのは非常に混乱を招きますし、打ち間違いのミスが起こる可能性が非常に高いので、それは何としても実は避けたいと思っております。例えばどこかの集団、大きな大規模集団接種とか、そういったあたりができれば、そういうところでどんどんモデルナを使っていたら、その中でファイザーがもし出れば、こちらのほうで、ほかの市町村等の普通の今までやってきた集団接種のほうで使うとかいうあたりの算段もこれから今度検討されると思いますので、そういったあたりがまだまだ不透明なところがあるというところがございます。ただ、ワクチンについては、モデルナも含めると、あるのかなというようなところではあります。

○4番（中沢真佐子君） 分かりました。

それで、優先接種をされる方、小中学校の教職員の方、高齢者施設等の従事者の方に優先して接種するというですけれども、児童館の職員の方とかはどうなりますでしょうか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 児童館の職員につきましては、学校の教職員に含めまして、一応優先的に接種するように今考えてございます。

○4番（中沢真佐子君） ワクチンの接種についてはこれで終わります。

次、在宅介護手当の廃止についてです。介護手当については廃止は考えていないということですので、私が聞いた限りでも、介護サービスについてはいろんな意見を持っている方がいらっしゃいましたけれども、介護手当については皆さんとても、それで自分を認めてもらえたというような、自分が介護しているということを周りの人たちがみんな認めていると、そういうふうを受け取っているということで、皆さんが歓迎されておりました。

今市長の答弁を聞きますと、これを例えば増額するとか、そういうことなのでしょうか。

○市長（藤田明美君） 今年度は5,000円で変わらずでいこうというふうに思っていますけれども、来年度以降は、本当に5,000円でもいいのかというところは検討していきたいというふうには思っています。増額も視野に入れて今検討しています。具体的に、でも幾らになるかというところはまだ決まっ

ていませんし、それは他市町村のを参考にしながら決めていきたいと思います。ただ、一方で対象を、他の手当を支給されている方というのは、主にどちらかというと障害者関係の方だと、ほかのことで手当ももらっている方もいらっしゃるので、ここでは介護のほうの手当は支給しなくてもいいのではないかとという意見も今あるところでもありまして、対象を少し絞って、手当の額の増額をできたらいいかなというところを今考えているところでもあります。ただ、具体的にどうするかというのは決まっています。

○4番（中沢真佐子君） 今回の在宅介護手当について、私もちょっと在宅介護を受けている方のお話を伺いましたので、ちょっと紹介いたします。

独り暮らしの高齢の女性で、介護度1で、週2回、買物にヘルパーさんに一緒に行ってもらっていると。大変ありがたい。介護保険があつて本当に感謝している。ただ、年金暮らしなので、1割負担は本当に、例えば1,000円ぐらいでも大変苦しいというようなお話をされておりました。

それから、介護2の夫を介護している方のお話です。ここは、特に介護手当について介護者がお話しされていたのですけれども、介護というのは本当に大変な仕事ですと。夫は介護度2ですけれども、動ける、自分で歩ける、やっと歩ける人ではありますけれども、介護は大変ですと、それをつくづくとお話しされておりました。

あとは、夫を14年介護されている方がいらっしゃいます。介護度、その方は若くして発症されまして、介護度は5で、身体障害ということで、県の障害者手帳があるので、とても助かっていると。今訪問看護を受けていて、その人にとっては訪問看護は必須であると。10月から、それでも50%の助成にはちょっと該当しないので、10月からは介護手当がかかるようになるというお話をされておりました。その方は、介護手当につきましては、介護手当がなくなるということは、金額の話ではないと。介護に対する評価を見放された、介護している事実をないことにされるというような感覚を持ったと。今それは介護手当は廃止しないということでしたけれども、それは今私も聞いたことで、4月の令和3年度の計画では、令和3年度中に検討するというようなことが書かれていたので、在宅介護と、サービスと一緒に廃止されるのではないかと私はちょっと心配をいたしました。

そして、今は受益者負担の原則ということをいろんな場面で強く言われますけれども、私は税金については応能負担の原則、応能負担のほうの方が公平なのじゃないかと考えます。そして、累進課税を徹底させること、それが大事じゃないかというふうに考えております。

2016年に新潟県福祉保健部は、子供の医療費助成事業補助金の交付金化についてという通知を出しています。その内容は、交付金化によって、市町村が、子供の医療費助成事業のみならず、独自に実施する子育て支援事業にも県の財源を充当できるようになり、市町村において、それぞれの主体的な判断に基づき、地域の実情に応じた制度の維持、拡充を図ることが可能となりますと述べています。加茂市がペナルティーを科された8年前と比べても、短期間の間に国の政策も変化しているのだと思います。この通知は、2016年の4月に出されたものです。

介護保険について言いますと、3年ごとの介護保険制度の見直しのたびに、介護保険はまま子扱いされて、使いにくい制度になっています。保険料は上がり、2割負担、3割負担も導入されました。介護労働者は、低賃金に置かれたままで、介護崩壊が心配されています。社会学者の上野千鶴子さんは、「在宅ひとり死のススメ」という本の中で、介護保険をつくったのは私たち有権者です。介護保険をよくするのも悪くするのも私たち有権者ですと述べておられます。老いは誰にも避けられません。加茂市の在宅介

護の利用料助成に毎年使っている、平成29年、30年、令和元年度の決算の金額を見てみました。29年は2,658万3,000円、30年度は2,713万7,000円、令和元年度は2,521万1,000円です。こういう大きなお金ではありますけれども、小さなお金でもありますし、大きなお金でもありませんけれども、私はこのよい制度を残して、ずっと後になって、いい制度だったねというふうになることを望んでおります。

市長に再検討をお願いして、質問を終わります。

○市長（藤田明美君） 答弁でもお話ししましたとおり、私も利用者の、今サービスを利用されている方全員のところに訪問して、お話を伺っています。これからも伺います。当然もうその内容は分かっているので、内容のこと、有料化、1割負担することについては当然だと思うので、来なくてもいいという方もいらっしゃると思います、一方で。そういう方は、むしろ無料よりはちゃんと負担したいという意思がある方なのです。中沢議員の御意見だと、そういった方も、じゃそういった意思を持っている方すらも認めてもらえないということにはなるのじゃないかなというふうに思います。

もう一つ、むしろ無料だから、サービスを控えていましたという方もいらっしゃいます、これは答弁で述べたとおり。それであれば、自分でちゃんと負担するので、もっとサービスを充実したい、増やしたいという方もいらっしゃるのも事実だというふうに思うのです。

先ほど中沢議員が応能負担というお話をされました。まず、低所得者の方に対しては、急激に負担が増えるのは大変だということで、半分は戻しますという、半分助成しますという制度はつくりました。一方で、先ほどの中沢議員のお話の中にありました、お話紹介していただいた訪問看護を利用されている方で、半額助成に該当しないという方がいらっしゃるということ、それを考えると、その方は加茂市の基準に当てはまらない、低所得者の方に当てはまらないということになります。それであれば、応能負担の考え方にすれば、その方自体も負担しなければならないという考えになるのではないかなということ、私自身は今回つくった制度はちゃんと整合性が取れているのではないかなというふうに思っています。

○4番（中沢真佐子君） 私が訪ねた方で、本当にありがたいから、介護保険ありがたいから、連絡が来たけど、来なくていいですと言いましたという方がいらっしゃいました。でも、本当は年金暮らしで大変なのですというお話をされた方がおりました。藤田市長が訪ねて行って、お願いされれば、なかなか断るのも、そうじゃないですよと言うのも大変なことではないか、そういうこともちょっと気をつけていただきたいと思います。

○市長（藤田明美君） 中沢議員のおっしゃることも分かります。私が伺って、直接、嫌ですと言いつらいと、もしかして思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、そこも含めてきちんと御意見を伺いたいというふうに思っております。利用料が高い、低い、または無料というところで、どっちがいいですかと言われたら、無料のほうがいいですという方もきっと多いとは思いますが、長い目で見たときに、どの選択肢がいいのかといえば、私は適切に負担していただくほうがいいとも思いますし、以前の全員協議会でもお話ししましたように、介護保険料というのは40歳以上の方は払っているわけです。その中で、介護サービスを受けていない方は、加茂市に払った税金でまたさらに介護のサービスを利用している方の負担をしているということで、サービスを利用しているのを全額負担してくださいと言っているわけではない。1割です。低所得者の方に関してはそのまた半分ですというところは理解していただきたいなというふうに思います。

○議長（滝沢茂秋君） 残り2分です。

○4番（中沢真佐子君） 最後です。急に負担が増えないように、緩和措置として提案されたときに、私は全員協議会で、年収120万円以下の人というのはいかにも低いんじゃないかと思いました。よそと比べたら、よそはもっと、100万のところもあるかもしれませんけれども、年収が120万、例えばそれが年金だけだったとしたら、それで暮らすということは、そして介護保険も払うということは、その人にとっては大変なことであると私は想像しています。

以上で終わります。

○議長（滝沢茂秋君） これにて中沢真佐子君の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時50分 散会